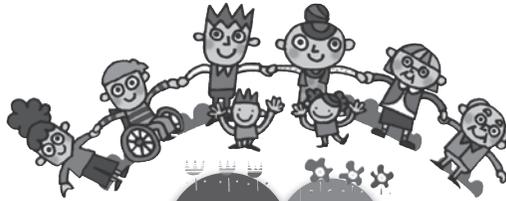


いんふおめーしょん

# 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



2012  
5.30

no.133

## Report

1

欧州評議会、  
「子どもにやさしい司法」についての指針(2010年11月)を採択

代表委員/子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 平野 裕二 2

2

第11回子どもの権利条例東京市民フォーラムのつどい 開催される  
「子どもの貧困克服のための自治体施策」報告

東洋大学大学院 福祉社会システム専攻 西尾 恵美 7

3

第3回東日本大震災子ども支援意見交換会  
ー市民社会との協働のとりくみー

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮崎 静香 15

4

第12回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告  
とんとんみー三味線クラブ

沖縄県教職員組合中頭支部専従 山城 艶子 29

5

第12回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告  
子どもたちの居場所づくり

特定非営利法人 トッカビ 高橋 佳代子 33

## Event information

第4回 東日本大震災子ども支援意見交換会 38

Document 2012.4.1 ~ 2012.5.11

子どもの人権と教育関係の報道と記録から 39



Report

1

## 欧州評議会、 「子どもにやさしい司法」についての指針 (2010年11月)を採択

代表委員／子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 平野 裕二

欧州評議会閣僚委員会は、2010年11月17日、「子どもにやさしい司法に関する指針」を採択した。

ヨーロッパ47か国が加盟する欧州評議会は、欧州人権条約（1950年）をはじめとして211の地域条約（2012年4月現在）を採択するなど、人権や民主主義といった共通の価値の実現に向けた加盟国間の協調の拡大のために活動する地域的政府間機関である。子どもの権利の分野でも、本誌109号（2007年8月号）で紹介した性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する条約（2007年）のほか、とくに法制度における子どもの権利保障を向上・調和させることを目的とするいくつかの条約を採択してきた。その主要組織である閣僚委員会も、これらの条約とは別に、子どもの権利に関わる多くの勧告・指針を採択している。

### 指針の構成および趣旨

子どもに関わる司法制度、とくに少年司法制度のあり方については、国際的にも多くの指針・規則が採択されてきた。国連・子どもの権利委員会が一貫して参照・言及してきたものとして、以下の4つがある。

- 少年司法の運営に関する国連最低基準規則

（北京規則、1985年）

- 少年非行の防止に関する国連指針（リャド・ガイドライン、1990年）
- 自由を奪われた少年の保護に関する国連規則（ハバナ規則、1990年）
- 子どもの犯罪被害者および証人が関わる事案における司法についての国連指針（ウィーン指針、2005年）

このほか、子どもの代替的養護に関する国連指針（2009年）でも、親によるケアを一時的・恒久的に失った子どものための司法手続のあり方について取り上げられている。

欧州評議会閣僚委員会による今回の指針は、こうした国際的な発展も参照しつつ、それでもなお、司法制度においていまだに子どもにとっての障壁（「とくに、司法にアクセスする権利が存在せず、部分的でありまたは条件付であること、手続が多様かつ複雑であること、種々の事由に基づく差別の可能性があることなど」）が存在しており、また「子どもが司法制度による二次被害を受ける可能性を防止する必要がある」という現状認識（前文）に立って、新たに作成されたものである。指針の解説（説明覚書）によれば、とくに、いわゆるバルジャー事件（V. and T. v. the United Kingdom、1994年）や父子の面会交流をめぐる事件（Sahin v. Germany、

2003年)に関する欧州人権裁判所の判決で、手続への子ども参加の保障、子どもの意見や子どもの最善の利益の考慮が不十分であると指摘されたことにより、このような指針の必要性に関する意識が高まったことがうかがえる。

なお、指針の作成にあたり、子ども・若者との大規模な協議が行なわれたことは特筆に値する(説明覚書、パラ11-14)。アンケートやフォーカスグループ・ディスカッションを通じて25か国から3721件の意見が寄せられ、それを反映する形で草案に多数の修正が加えられた。これは欧州評議会としては初めての試みであり、今後も同様の取り組みを行なっていくという。

指針の構成は以下のとおりである。

- I 適用範囲および目的
- II 定義
- III 基本原則
  - A 参加
  - B 子どもの最善の利益
  - C 尊厳
  - D 差別からの保護
  - E 法の支配
- IV 司法手続の前、最中および後における子どもにやさしい司法
  - A 子どもにやさしい司法の一般的要素：情報および助言／私生活および家族生活の保護／安全(特別防止措置)／専門家の研修／学際的アプローチ／自由の剥奪
  - B 司法手続の前における子どもにやさしい司法
  - C 子どもと警察

- D 司法手続の最中における子どもにやさしい司法：裁判所および司法手続へのアクセス／弁護士および代理人／意見を聴かれる権利および意見表明権／不当な遅延の回避／手続のあり方、子どもにやさしい環境および子どもにやさしい言葉遣い／子どもの証言・陳述
- E 司法手続の後における子どもにやさしい司法
- V その他の子どもにやさしい行動の促進
- VI 監視および評価

この指針は、「いかなる理由に基づいてであるかおよびいかなる立場においてであるかを問わず、子どもが、刑事法、民事法または行政法の実施に関与するあらゆる権限ある機関および部局と何らかの方法で接触するあらゆる場合に」に適用することが求められる(1-2)。刑事手続や少年司法手続に留まらず、家事事件や行政手続にも共通する指針であることに注意が必要である。

「子どもにやさしい司法」(child-friendly justice)の概念については、次のように説明されている(II-c)。

『子どもにやさしい司法』とは、以下に列挙した諸原則〔注／後述する5つの基本原則〕に留意し、かつ子どもの成熟度および理解力ならびに事案の事情を正当に考慮しながら、すべての子どもの権利の尊重および効果的实施を到達可能な最高水準で保障する司法制度をいう。『子どもにやさしい司法』とは、とくに、アクセスしやすく、年齢にふさわしく、迅速であり、怠惰



に陥ることがなく、子どものニーズおよび権利に適合しおよび焦点化され、ならびに、子どもの権利（適正手続に対する権利、手続に参加しかつ手続を理解する権利、私生活および家族生活を尊重される権利ならびに不可侵性および尊厳に対する権利を含む）を尊重する司法のことである」

ユニセフ等が推進してきた「子どもにやさしいまち」(child-friendly cities) づくりのとりにくみと同様、子どもの権利を十全に尊重・確保することこそが「子どもにやさしい」制度の中核であるという確信を反映した定義である。したがって、指針の目的も、「いかなる手続においても、子どものすべての権利、とくに情報に対する権利、代理人選任権、参加権および保護に対する権利が、子どもの成熟度および理解力ならびに事案の事情を正当に考慮しながら全面的に尊重されることを確保すること」(I-3)にあるとされる。他方、「子どもの権利を尊重することにより、他の関係当事者の権利が脅かされるべきではない」(同)として、子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもの権利と他の関係当事者の権利とのバランスを図っていく必要があることにも注意が促されている。

## 指針の基本原則

指針で基本原則として位置づけられているのは、(a) 参加、(b) 子どもの最善の利益、(c) 尊厳、(d) 差別からの保護、(e) 法の支配の5つである (III)。

(a) 参加とは、「自己の権利について知らされ、司法にアクセスするための適切な方法を与えら

れ、ならびに自己が関与するまたは自己に影響を与える手続において相談されおよび意見を聴かれるすべての子どもの権利」を十分に尊重することであり、これには「子どもの成熟度および子どもが有している可能性のある意思疎通上の困難に留意しながら、子どもの意見を正当に重視することも含まれる」(III-A-1)。

この点については、とくに「司法手続の最中における子どもにやさしい司法」の項 (IV-D) において、「3. 意見を聴かれる権利および意見表明権」としてより詳しく取り上げられている。とりわけ、「子どもは、年齢のみを理由として意見を聴かれることから排除されるべきではない」として、子どもが希望した場合には常にその意見に耳を傾けることを原則としているのは重要である (IV-47)。他方、「意見を聴かれる権利は子どもの権利であって、子どもに課される義務ではない」ことも確認されている (IV-46)。

また、子どもの意見を正当に尊重・重視するということの意味が、次のように意思決定権者の説明責任の観点から説明されていることも強調しておくに値しよう (IV-48・49)。この点は、「意見を聴かれる子どもの権利」に関する国連・子どもの権利委員会の一般的意見 12 号 (2009 年) でも明確な説明がなかったためである。

「48. ……意見を聴かれかつその意見を考慮される権利が必ずしも最終的決定を左右しない場合もあることが、子どもに対して説明されるべきである。

49. 子どもに影響を与える判決および裁判所の決定、とくに子どもの意見および見解のとおりにならなかった決定においては、子どもが理解

できる言葉でしかるべき理由が付されかつ説明が行なわれるべきである」

次に、(b) 子どもの最善の利益の評価に際しては以下の3つの基準を守ることが要請されている(III-B-2)。

- a. 「子どもの意見および見解が正当に重視されること」
- b. 「子どもが有する他のすべての権利（尊厳、自由および平等な取扱いに対する権利など）が常に尊重されること」
- c. 「関係するすべての利益（子どもの心理的および身体的ウェルビーイングならびに法的、社会的および経済的利益を含む）が正当に考慮されるよう、関連のすべての公的機関によって包括的アプローチがとられること」

また、複数の子どもが関与する事案については、利益相反の可能性も考慮しつつ、すべての子どもの最善の利益を個別に評価・衡量するべきであることも指摘されている(III-B-3)。法の支配の原則との関連で、「適正手続の諸要素は、成人に対して保障されるのと同様に子どもに対しても保障されるべきであり、子どもの最善の利益の名目で最小限に抑えられまたは否定されるべきではない」として、子どもの最善の利益概念の濫用が戒められていること(III-E-2)も重要である。

なお説明覚書では、少年司法事件で子どもの最善の利益原則があまりにも軽視されていることに憂慮が表明され、完全に懲罰的なアプローチは子どもの権利条約第40条に掲げられた少年司法の主導的原則と一致しないことが指摘されている(パラ38)。

(c) 尊厳については、指針ではあまり詳細な説明が行なわれていない。この点、「少年司法における子どもの権利」に関する子どもの権利委員会の一般的意見10号(2011年)では、子どもの尊厳を尊重する取扱いについて以下のような指針が示されており、あわせて参照することが必要である。

- 尊厳および価値についての子どもの意識に合致した取扱い。
- 子どもによる、他の者の人権および基本的自由の尊重を強化する取扱い。
- 子どもの年齢を考慮に入れた、かつ、子どもが社会復帰しかつ社会において建設的な役割を果たすことを促進する取扱い。
- 子どもの尊厳が尊重されるようにするためには、法律に抵触した子どもの取扱いにおけるあらゆる形態の暴力が禁止および防止されなければならない。

このほか、(d) 差別からの保護に関しては、差別禁止事由として「性、人種、皮膚の色もしくは民族的背景、年齢、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、社会経済的背景、親の地位、国民的マイノリティとのつながり、財産、出生、性的指向、性自認またはその他の地位」が例示されている(III-D-1)。子どもの権利条約2条で挙げられている事由に加え、年齢、社会経済的背景、性的指向、性自認(ジェンダー・アイデンティティ)などによる差別も禁じられていることに注意が必要である。さらに、出入国管理手続の対象とされている子ども、障害のある子ども、入所施設の子どもの含む「より脆弱な立場に置かれた子どもに対しては、特別な保護および援助を与

える必要がある可能性もある」ことも指摘されている（III-D-2）。

さらに、「司法手続の前、最中および後における子どもにやさしい司法」（IV）では、子どもにやさしい司法の一般的要素に加え、司法手続の各段階で配慮すべきことが詳細に規定されている。

その仔細について立ち入る余裕はないが、鍵となる要素として繰り返し触れられているのは、やはり子どもに対する情報提供・助言・説明・支援である。子どもに対する情報提供や説明は、たとえば「その年齢および成熟度に適合した方法、子どもが理解できる言語ならびにジェンダーおよび文化に配慮した言葉遣い」（IV-2）で行なわれるべきことが、文言こそ少しずつ異なるものの、随所で強調されている。

また、前述のとおりこの指針は刑事手続・少年司法手続のみならず家事手続等にも適用されるが、この点について次のように述べられている点も注目に値しよう。

「78. 強制による判決の実施は、子どもが関与する家事事件では最後の手段とされるべきである。

79. 争いの激しい手続における判決後は、子どもおよびその家族に対し、専門機関による指導および支援が、理想的には無償で提供されるべきである」

指針は日本を直接の名宛人とするものではないが、これらの文書は国際人権法の発展をもっとも先進的な形で反映するものであり、またアメリカ、カナダ、メキシコ、バチカンとともに

欧州評議会のオブザーバー国であることを踏まえても、十分に参考にすることが求められる。

◆指針の日本語全訳は筆者のウェブサイトを参照。  
<http://www26.atwiki.jp/childrights/pages/165.html>



Report

# 2

第11回子どもの権利条例東京市民フォーラムのつどい  
開催される

## 「子どもの貧困克服ため自治体施策」報告

東洋大学大学院 福祉社会システム専攻 西尾 恵美



### はじめに

第11回「子どもの権利条例東京市民フォーラムのつどい」（代表：喜多明人早稲田大学教授）が2月17日に東洋大学浦水会館にて開催された。テーマは「子どもの貧困克服のための自治体施策」。事務局長の森田明美さん（東洋大学教授）は、いつ東京で震災が起こるか分からない不安定な情勢の中で、一体私たちは子どもの権利実現に向けて何をすべきか議論してきた。现阶段の課題は、子どもの貧困克服であろう。これは、あの東日本大震災が明らかにしたことでもあった、と提起。経済的な繁栄の象徴である東京においても子どもたちの貧困という問題が様々な場面で課題として浮上してくる。この現状を、まずしっかり捉えることが重要で

はないか。保護者、大人たちの経済的苦境により、子どもたちに降りかかる問題に自治体、学校、あるいは市民たちはどう関わり克服していくのか。今回は、子どもたちにとって身近な場所である学校を通した子ども・保護者支援のとりくみを行っているスクールソーシャルワーク制度について、その評価と課題を共有するとともに、生活保護行政の立場から生活保護家庭の子どもの学習支援にとりくんでいる八王子市、綿密な調査活動をもとに、急増しているひとり親家庭の子育て支援事業を展開する世田谷区から報告を受け、続くディスカッションでは、会場の参加者と共に話し合う場にしたいと述べた。

### 学校を通した子ども・保護者支援のとりくみ スクールソーシャルワーク制度の導入と可能性

はじめに、立正大学の教員である堀井雅道さんが報告に立った。2008年度から文部科学省が活用事業として導入した、学校を通した子ども・保護者支援のとりくみである「スクールソーシャルワーク（以下SSW）制度」について、自身が行った「スクールソーシャルワーカー活用事業に関する意識・実態アンケート調査」（早稲田大学大学院喜多研究室／2009年度）をもとに報告。学校では、いじめや校内暴力、軽度



発達障がい、不登校、児童虐待など様々な問題が起こっており、その背景には切っても切り離せない家庭の問題が存在する。軽度発達障がいの原因でいじめが起こる場合もあり、それぞれが複雑に関係しあって問題が起こっている。そのような問題について、学校は発見し易く、解決に向けて動きやすい立場にある。一方、貧困の問題では保護者の生活相談を含めた支援や、地域の力が必要となることから、学校と福祉と地域がうまく連携・協力できる体制が望まれる。

今日、問題行動を起こす子どもに対する学校の指導の方向性としては、2007年2月の文科省通知にもとづく出席停止制度の活用や警察との連携をはじめとするゼロ・トレランス（毅然とした対応）方式の生活指導が提起されつつある。その一方で、従来の「教育相談」のように、教職員が早期に子どもの問題行動を発見し、相談（対話）や支援を通じて対応を行う方向性と軌を一にするSSWが導入された。ただし、従来の指導や教育相談と異なる点は、「福祉」の視点に立ったサービスを提供することである。すなわち、子どもは単なる指導や支援の対象ではなく人格を有する一個人として尊重され、スクールソーシャルワーカー（以下SSWr）は子どもたちのパートナーとして問題解決に臨む。SSWrは、子どもの最善の利益を念頭に、子どもと子どもを取り巻く環境（学校、家庭や地域）に働きかけるのである。しかし、SSWの考え方については広範な捉え方がされており、学校組織の運営を円滑に行うことを意味する場合もある。

SSW制度は、2008年度に国の予算で全国141の地域、自治体にすると331団体で事業

が始まり、941人のSSWrが配置された。SSWrの活動目標は、第一に、子どもの抱える問題を出発点に、子どもを取り巻くあらゆる生活環境に働きかけることにある。学校だけで何とか解決しようとする意識が強いが、それだとかえって問題が深刻化するため、学校外の機関とも効果的な連携を行なう必要があるからである。そして第二に、学級担任など特定の教員が抱え込むのではなく、学校内もチームをつくり問題にとりくむことである。そこで、SSWrの活動は、子どもだけでなく教職員、保護者などからの相談（SOSなど）にも対応している。たとえば、SSWrは学級担任や養護教諭、生活指導担当、校長などと共に、校内ケース会議を開催し、子どもの抱える問題（不登校、児童虐待など）に関する情報の収集や分析を行った後、その後の具体的な対応について検討するのである。以上の他に、SSWrは、SSWの理念に関する研修を学校の先生に向けても実施している。そのようなSSWrは、主に社会福祉士や精神保健福祉士が担っているが、退職した教師、臨床心理士も採用されている。

以上の通り、SSW制度の導入の成果は、学校や特定の教員が子どもの問題を抱えこむのではなく、学校内外で協働して問題解決を図る意識や解決方法の基盤が形成されたことが評価すべき成果であると思う。その一方で、SSWの全体的な傾向としては残念ながら縮小傾向にある。その背景には、一部の大学や専門学校でSSW課程を設置しているにも関わらず、SSWrの資格要件が曖昧で法的位置づけがない現状（人員不足）や、自治体の財政難がある。また、自治体の財政難との関連でいえば、SSWrは非正規

雇用であるため、SSWr 自身の生活保障の問題があげられる。

最後に、報告者の堀井さんは、大阪の寝屋川市立和光小学校のとりくみをもとに、問題行動を起こす子どもは、「困った子どもでなくて、子ども自身も困っている」という言葉を挙げ、自治体や私たち市民は、支援者として、子どもの問題行動に対する見方をいま一度問い直す必要がある、と訴えた。

### 生活保護受給世帯の子どもの育成支援— 八王子市

八王子市生活福祉課の小澤篤子さんは、貧困の連鎖を断ち切るために市で試みられている、生活保護受給世帯の子どもの対象とする直接支援について報告された。小澤さんは、自身が生活保護のホームレスの担当であった際に、生活保護の申請時に彼（女）らがその成育歴の中で多くの困難さを抱えてきたことを知る。全員ではないが、小さい頃に虐待を受けていたり、コミュニケーション障がいやいじめを受けていたり、親との関係がよくないといったことが多かった。以前に子ども家庭支援センターの館長をしていた時に出会った子どもたちと同じ境遇であることに気づくと同時に、その時出会った子どもたちが将来、生活困窮に陥りかねないのではないかと考えた。何らかの対策を取らなくてはと強く思った。子どもたちに対して決して勉強ができるようになればよいと思っている訳ではなく、勉強が苦手でも自分の足で立ていける人であってほしい。しかし、子ども家庭支援センターで出会った子どもたちは、勉強しよ

うとか、自分の足で生きていこうといった選択肢が自分で知らないうちに選べない生育環境にいる。「八王子市子どもの健全育成事業」は、この現状を回避し、学びの機会を提供しようと2010年度から子どもの学習支援を中心に実施している。この事業は、退職をされた小中学校の先生方が設立した合同会社「都市教育研究所」に受託している。それまで培ってきた経験と専門性を地域に還元しようという考え方とこの事業がマッチングした。学力も大切だが色々な人生体験や社会体験も大切であることから、先生方にはそうした体験学習も重視してもらっている。生活保護を受けている家庭の中学2、3年生約240人が対象となるが、最初は2箇所から始めたが、実際に来てくれたのは30～40人程度。八王子市は広いため来られない子どもがいることもわかった。

学習支援を行うにあたって一番心配したことが生活保護の子どもを1つに集めることによって、生活保護を受けていることが友だちや周りの人に知られてしまう可能性があることだった。小中学校では、子どもたちが生活保護世帯の子どもであることがわからないよう先生方は気をつけている。親が子どもに伝えていない場合もあり、とても気を使ったが、子どもたちは自分の置かれている状況をよくわかっていた。特に問題が起きることはなかった。原則、利用できるのは生活保護を受けている家庭の子どもである。しかし、子どもには「生活保護」や「ひとり親」といった色が付いているわけではない。友だちになるのに「生活保護」である・ないといったことは必要ではないが、この学習支援には必要で一緒に通うことができない場合があ



る。また、生活保護を受けていなくても勉強したいという気持ちや少しお金が苦しい場合もある。生活福祉課という立場からは生活保護受給者への自立支援でなければ直接的な支援ができない。それが、実情であり現在の課題である。

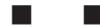
子どもは4つのタイプに分けられる。お金があつてやる気がある子、お金があつてもやる気がない子、お金がないけどやる気がある子、お金もない生育環境の中でやる気もない子どもの4つである。お金がないけれどやる気がある子どもへの支援は、現在行っている支援事業で大丈夫であろう。一番支援が必要なのは、お金もないやる気もない子どもである。この子どもたちの育ちを支援することこそが、この育成支援事業の果たす役割であるはずだ。これからどうやっていくのか、ととても大きな課題である。

現在は、生活保護受給家庭の中学2、3年生260人のうち50人を超える子どもたちが参加している。2010年度は、生活福祉課職員は担当せず、受託事業として立ち上げたが、2011年度からは支援員を雇用した。若干ではあるが、何がもっと必要で、何が必要でないかがわかってきた。ケースワーカーと共に家庭訪問などを実施し始めている。虐待を受けた子どものケアをする場合、効果が高いのは小学3年生くらいといわれている。本来なら、この支援事業も対象年齢を下げなければ効果が薄くなるのではないかと考えなければならない。実施する中で色々な事が見えてくるだろうと思う。

2011年度は場所を4箇所を増やし、体験学習も炭焼き、ミュージカル観賞、バドミントン大会などを行っている。受託先の「都市教育研究所」に現役の相談学級の先生がいることから、

相談学級と合同での体験学習が実現している。

報告を終えるにあたり小澤さんは、この事業を行っての感想を次のように述べた。お金を出すことや場所を提供することは必須であるが、より効果的にするためには人の支援、子どもたちを支える側にいる人の心の支援がなにより大事である。なにか、温かい人から人への支援が必要だと、いま思っていると結んだ。



八王子市の報告を受けて、東京都が実施する、低所得世帯の子どもの学習塾代や高校・大学受験費用を貸付ける事業（入学した場合は償還免除）、「受験生チャレンジ支援貸付事業と、被保護者自立支援事業として行われる「塾代助成」（支給上限は年額15万円）事業について都議会議員（都議会生活者ネット）の西崎光子さんから、事業内容と実施状況報告があった。これらの活用で、基礎的自治体から子どもの貧困克服を進めたい。

## ひとり親家庭支援の推進—世田谷区

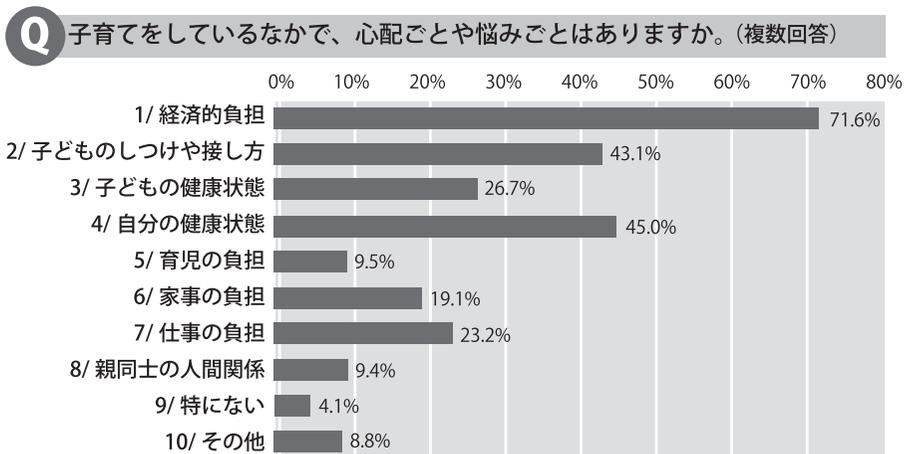
最後の報告は、世田谷区子ども部子ども家庭支援課の片岡敏江さん。世田谷区が進めるひとり親家庭の支援についてであった。世田谷区の母子世帯は2592、父子世帯287と合わせるとひとり親家庭の世帯数は2879世帯で、他の世帯員がいる世帯は3758世帯となっており、ひとり親になる要因のひとつである離婚の件数は2010年度1609件と近年、増加している。ひとり親家庭に対する主な助成や手当てを見ると、2008年と2010年を比較すると受給者が増加し

図1 / 医療費、手当の受給者数、生活保護世帯数の推移

	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月末
ひとり親家庭等医療費助成受給者	7,904 人	7,933 人	7,968 人
児童扶養手当受給者	2,897 人	2,920 人	3,026 人
児童育成手当受給児童数(育成手当)	5,996 人	5,785 人	6,187 人
生活保護世帯数(保護率保護人員/人口)	5,033 世帯(7.3%)	5,545 世帯(8.0%)	6,421 世帯(9.3%)

※平成 24 年度 世田谷区保健福祉事業概要から抜粋

図2 / ひとり親の子育てで心配なこと



ており、生活保護受給世帯数も年々増加している。(図1参照)

世田谷区では次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として「世田谷区子ども計画」を策定。2010年度策定の「世田谷区子ども計画」後期計画では、①子どもの成長の支援、②子どもの保育環境の整備、③支援を必要とする家庭のサポートの3つを重点的にとりくみとして挙げた。後期計画を作成する際にひとり親家庭にアンケートを実施し、回答は2077件。回答世帯の割合は、母子世帯が96.1%で、父子世帯が3.6%であった。世帯収入の平均は264万5千円で、母子家庭が259万円、父子家庭が333

万円。ひとり親家庭になった理由では、離別が71.7%で、ひとり親になった時の末子の年齢は、0～3歳までが45.2%であった。地域から孤立しがちで子育てに困難を抱えるひとり親にとって、さらにサポートが必要な層であると考えられる。また、ひとり親支援制度の認知度について聞く項では、ひとり親医療費助成を知っていると答えた人が90.4%である一方で、ホームヘルプや貸付金制度、母子生活支援施設などを知る人は16～30%に留まり、「知っているものはない」と回答した人が2.1%であるなど、制度の周知が全般的に不足していることが伺える結果であった。子育てで心配なことや悩みごと



では、「経済的な負担」が7割を越え、次に「自分の健康状態」が多いことから、将来への不安という意味も含めて不安感が高いことがわかる。また、子どもへの接し方や子どもの健康についてなど子ども関連の項目への回答が7割を超え、子どもの様子について心配ごとや悩みごとを持つ世帯が多いことがわかった。(図2参照)相談相手のチャンネルをどれだけ持っているかに着目し、子育てに関する相談相手を聞いたところ、一番多いのが自分の親で53.4%、友人や知人を挙げた人は8割以上となっている。相談できる人がいない人が6.4%については、近親者や知り合いなどのサポートがなくて、行政の支援が必要な層がこれにあたるのでないか。この相談する人がいないという層を母子世帯、父子世帯と比較したところ母子世帯で無職、次に母子世帯でパート、母子世帯でフルタイム、そして父子世帯といった順で段々数値が高くなっており、父子家庭の孤立感が高いと考えられる結果であった。また、高校に行っていない世帯が10.8%を超えており、一般の高校進学率が全国で97%を超えていることを考えると高い数値である。ここでも父子家庭の割合が高かった。これからの子育てについて問う項で一番多いのは、「子どもと協力しながら」の79.5%で、この「子どもと協力しながら」のみを選択した人が47%であった。地域でのつながりというのが若干薄いのではと考えられる。

世田谷区では、これらのアンケート調査の結果をもとに、ひとり親家庭の現状と課題を踏まえ目標を設定し施策体系を後期計画の中に反映。まず、地域から孤立することなく、かつ自立して安定した生活ができるよう、多面的な支

援体制や適切な利用を図ることを目標に、具体的なとりくみ・支援の検討を行なうための作業部会を設置。ひとり親家庭支援策の検討を5つの柱に分けて行なった。①情報提供においては、制度の周知が全般的に不足していることから、多様な媒体を活用したきめ細かい情報提供を行うこととした。②相談機能については、地域社会とのつながりが希薄で孤立化しやすい家庭があるため、関係機関との連携や母子自立支援員の研修などによる相談事業の充実をはかる。③就労支援については、安定的な自立支援プログラムなどで有効な支援策を進めていく。④生活・子育て支援については、親子の心身の不安感があると考えられることから、心身の安定と子どもの健全育成をはかるサポートとして、ホームヘルパー派遣や保育サービスなどの充実による生活支援に加えて家庭相互の交流促進をはかる。⑤経済的支援については、現在の手当てや資金貸付などの周知徹底とともに、それらによる経済基盤の安定を支援する。

作業部会の中間まとめとして、ひとり親家庭に寄り添った適切な情報提供が欠かせない現状への対応策として、引き続きメールマガジンの配信を行うとともに、提供窓口を拡大していく。また、離婚直後の支援としてホームヘルプ事業の期間を拡大、在宅就業支援の継続。そして、激変する環境の中で育つ子どもたちへの支援として、学習支援を在宅就業支援事業に実施に合わせ継続していきたいと考えている。2011年度ひとり親家庭在宅支援事業を実施したことで、就労支援、情報提供、相談機能の充実やイベントなどの交流事業、学習支援など、ひとり親の総合的な支援の推進につながっている、と

し世田谷区の報告を終えた。



以上の三者の報告を受けて、荒牧重人さん（山梨学院大学教授）の進行のもと、質疑と意見交換が行なわれた。立正大学の堀井さんには、SSWrの担い手や課題についての詳しい説明を求める質問が集まった。堀井さんは、東京はとりくみが進んでいる自治体であり縮小傾向にはないが、大学院生がアルバイト代わりに担っているなどの実態があるとした。SSWrとしての素質や適正など、人材確保が依然として課題であること、教員志望者や退職教員の場合、指導感が抜けない場合が見られるなど福祉的なアプローチに課題が残る。まずは、傾聴が基本である。また、現状のSSWrは、嘱託職員や臨時職員で採用される雇用形態であることから、が非常に不安定な職域である。以上の課題点を含めて、確たる制度構築をしていかななくてはならないと応答した。

八王子市の小澤さんには、職員が子どもにどのように向き合っているのか、また、地域の人たちへのアプローチの方法について質問があった。八王子には、子ども家庭部という部署があるが、その部署の全職員がスキルアップ研修に参加している。たとえば、虐待の増加や発達障がいの子どもの、生活保護家庭への対応などについてスキルアップの研修をするが、同様の研修を地域で子どものために活動している民生児童委員・主任児童委員など子ども支援活動にあたっている方にも行なっている。また、生活保護受給世帯の子どもすべてをどのように救うのか、生活保護家庭以外の困難を抱える家庭へのアプローチの可能性やとりくみを聞く質問に対

しては、支援員の方から回答があった。4カ所に増やし、開設している地域では積極的に呼びかける努力をしていること、それでも距離が遠くて通えない子どもたちには、先に紹介があった東京都の塾代助成を案内しているとのことだ。

世田谷区の片岡さんには、在宅就労支援で貧困から抜けられるのか、都やハローワークなどとの連携についての質問があった。在宅支援事業のAコースは、ダブルワーク解消のためのもので、5万円程度の収入が得られると考えている。収入としては大変厳しいが、在宅ワークをすることで子どもと過ごす時間を多く取ることが可能となる。この事業でのハローワークとの連携は今のところないが、別の事業で母子自立支援プログラムでは区のプロダクト策定員がハローワークと連携し、支援プログラムを作っていくとのこと。

参加者との意見交換では、里親の機能を活かしてひとり親家庭の支援ができないか。イギリスには、里親ではなくて里祖父母という制度があり、祖父母世代の支援者が若い母子の面倒を丸ごと引き受ける。また、制度的にも母子家庭向けには様々なものがあるが、父子家庭の支援は十分でない。特に被災地では遺族年金が母子には出るが父子には出ないなど、制度的な不備があることなどが指摘された。

以上の報告をふまえて森田明美さんは、基礎自治体は予防と回復のための現場である。この予防と回復の視点を明確にすることが大事で、そのために都道府県との連携が重要だと述べた。また、里親制度を利用するとしても、見え

にくい家庭での養育をどこまで信頼し、託すか、その意味で市民性の質もまた問われ、社会福祉の中での子どもの権利が問われているとした。



第11回となったこの日のつどいは、例年がないウィークデーの午後6時からの開催であったが、約80人の参加者を得て、3時間を超える集中した議論の場となった。

閉会にあたって代表の喜多明人さんは、今回みなさんと議論した子どもの貧困問題は、長引く景気低迷と貧困層の拡大、要支援家庭の増加などがその要因であるが、そこに追い打ちをかけたのが昨年の中日本大震災であった。こうした状況が子どもの生活面、学習面だけでなく、人間的な成長の有り様としても切実な問題となっている。子どもたちが健康で豊かな子ども時代を過ごし成長していける——そんな地域社会の実現をめざして一人一人が考え、行動し、ネットワークするときが来ている。八王子市や世田谷区の実践を学んだ私たちは、こうしたとりくみをひとつの参考事例に、子どもにやさしいまちづくりを実現に向けたための次の一歩を、皆さんとともに踏み出したいと、締めくくった。



Report

3

## 「第3回 東日本大震災子ども支援意見交換会」

—市民社会との協働のとりくみ—

2012/03/08報告

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮崎 静香

3月8日に東日本大震災子ども支援ネットワークの主催による第3回 東日本大震災子ども支援意見交換会が衆議院第二議員会館1F 多目的ホールで行われた。昨年の5月5日にネットワークは発足し、震災から1年を迎える。被災地での子どもたちの育ちや子育て家庭に対しての子育て支援を、子どもの権利に基づき実施してきた。その事例を基に、第1回、第2回と今後子ども支援、子育て支援について行政的支援がどうあるべきか、また市民活動との調整はどうあるべきかを国会議員や公官庁、市民とシンポジウムや地域での意見交換会を通して議論してきた。今回は被災地の子どもたちあるいは子育て家庭の保護者の方々の現状、今後私たちが行うべき課題、行政との協働について議論が行われた。当日は年度末の繁忙期にも関わらず、衆・参の国会議員11名が出席。また、議員秘書15名(資料のみ7名)、公官庁5名(資料のみ1名)、NPO/NGO等関係者12名、その他23名の合計66名の参加があった。

はじめに被災県の自治体より現状と対応、行政との協働の実践について報告がなされた。

岩手県保健福祉部児童家庭課総括課長の奥寺高秋さんは、これまでの支援に対する感謝の意が述べた上で報告された。

県内の被災孤児は現時点で93名、親族里親が57ケース、親族で里親にはならずに取り取られたケースが11、母子家庭で母親が亡くなり、父親に取り取られたケース(離父)は11、震災前から施設等に暮らしていた子どもが疎なまま措置を継続したケースが3であった。また、他県に11名が転出したが、ほぼすべて親族による引取りであった。未成年後見人の選出が進み、12月末で選任済みは39件、申込み・相談中が31件、離父に取り取られたケースが11件であった。他県に転出した子どもの追跡は出ていない。経済的支援については12月より「いわて学び希望基金」による給付が開始。40億円の財源は、県費からの1億円以外は、民間企業や個人からの寄付である。また民間による支援も充実し、孤児から遺児にも支給対象を拡大し、確実な受給をめざす。新しいとりくみとして県の里親会が新規里親を訪問し、研修・交流会や個別相談を実施。来年度以降も継続の予定。被災遺児は2月14日時点で487名、母子家庭が56%、父子家庭が44%である。現在、ひとり親家庭用のリーフレットを作成し、支援制度の周知に努める。既存の母子自立支援員のほか、新たに遺児家庭支援専門員6名による個別訪問で支援制度の周知を行うが、地域により周知に格差があり、陸前高田市での周知率は3-4割に



留まる。また、母子家庭自立支援の強化と共に、NGO や NPO と連携して父子家庭支援などの新たなとりくみにも力を入れたいところだ。

保育士や児童指導員等を対象にこころのケア研修会を 43 回開催し、保護者向けにリーフレットを配布。「子どものこころのケアセンター」は、宮古市、気仙沼市、釜石市に専門の児童専門家庭医が週 1 回程度訪問しているが、法務省や他の自治体からの支援終了に向けて、来年度は県内の小児科医師への協力を仰ぎ継続の予定。また、県の医師会が陸前高田仮設診療所に「子どもの心の診療所」を開設予定。県としては、次年度以降の長期体制確保を検討しており、地元の若手医師の養成が急務だ。現在、国が 10 月に設置した「大震災中央子ども支援センター」の県の窓口を開設準備中だ。震災による保育中の死亡事故は無く、保育所運営指針の中で、月 1 回の避難訓練が義務付けされていた事が大きい。残念ながら 47 名の児童が保護者への引き渡し後に亡くなった。これを教訓に教育委員会と保育所では今後、津波警報が出た場合、保護者への引き渡しを行わない方向でマニュアルを見直す予定。また本格復旧においてはヤマト財団、台湾の赤十字社からの支援を受けている。

被災地ではグラウンドや公園には仮設住宅が建ち、浸水域は活用不可で遊び場の確保が困難。現在、若者の転出が増加しており、子育て環境の改善は重要な課題だ。県内各地で NPO や大学生グループによる学習支援のとりくみがなされ、釜石市ではキッズドア、大槌町ではカタリバ、山田町ではゾンタハウス、陸前高田市では学びの部屋などが実施される。県としても各市町村で均一なレベルとなるよう事業化を検討

中。性犯罪の被害は報告されておらず、今後は集約されるだろう。避難所・仮設住宅における役員等への女性の参画は重要なポイントであるが、とりくみが遅れがちだ。

児童相談所職員の増員のために、国に対して被災県への特別交付税等による財政措置を要望中で、県としては 2 名の児童相談所職員の増員を予定。保育・児童福祉・介護・医療分野における支援者への支援として、専門家が各地域に赴き研修会を実施、9 月と 1 月には民間の子ども支援団体等との連携交流会を実施した。

孤児・遺児への経済的支援の原資は、国内外の一般市民団体、企業等からの寄付金による、社会全体で支えるという大きな意思の表れだろう。仮設住宅の建設や物資支援では NPO・NGO 等の迅速な支援活動が、遊びの支援や学習支援の分野では民間の支援活動が素早い展開を見せ、行政の不足を大きくカバーしている。企業の社会貢献活動として、子ども支援にとりくむ好事例も多い。行政との連携でも連携交流会の開催や個別の協議等を通じて、意思疎通が比較的良好に行われており、子ども支援への想いは皆同じであるとし、子どもたちの笑顔あふれる三陸復興のための継続した支援を訴えた。

ここで、参加された国会議員からの発言がなされた。民主党衆議院 中屋大介議員は、ここで聞いた現地の様子を活かした支援が行えるよう、与野党を問わない連携をしたいと発言。

民主党参議院 今野東議員は、子どもの心のケアだけではなく、ケアに携わる医師へのケアの必要性を訴えた。また国の施設再建のための施策が、自治体や県を経由して国に申請が行われ

るまでに時間がかかり過ぎるために、実際には役に立たないという指摘があった事を挙げ、今後は仕組みの見直しと共に、子どもたちを育て守るために皆さんと連携していきたいと発言。民主党衆議院 生方幸夫議員は、瓦礫の処理や放射能の除染にとりくむ中で、子どものことが心配。何度も被災地を訪れたが、被災地の風景の中で日常を過ごす事だけを考えても非常にしんどい。何かをしたいが、何をしたらよいか分からない国会議員も多いので、助言が欲しいと述べた。

民主党衆議院 泉健太議員は、子どもの権利を一番に据え、東北の町づくりをしていかなければならない。原状回復や復旧という事以上に、この東北の地で、子どもの権利の精神が根付くまで継続することが大切。また、被災によりひとり親を亡くすケースも多く、残ったもう一方の親に引き取られ、内縁者や交際者からの虐待を子どもが受ける場合がある。その場合、行政の介入が困難なために早急に対応を考えなければならないとし、今後もこうした意見交換の機会を持ちたいと述べた。

次に陸前高田教育委員会学校教育課 学務係長の鈴木貴子さんより報告が行われた。市内では半数を超える世帯が被害を受け、死亡者・行方不明者が多数あった。学校施設も甚大な被害を受け、全壊した気仙小学校、気仙中学校、広田中学校、小友中学校の4校は同じ場所での再建は困難に。気仙小学校では使用出来なくなった施設の解体を環境省の補助事業で認められたが、学校施設のうちプールが工作物とされ補助対象外とされた。しかし、校舎が対象でプール

が対象外ということが理解できない。市役所の庁舎、教育委員会が入っていた市民会館も全壊し、職員も多数亡くなった。学校教育課では震災前13名いた職員が、震災後は死亡8名、退職1名で4名に。教育委員会は職員が減り、電話や携帯などの通信手段が使えず、各学校との連絡は取れず、ガソリンの不足で学校訪問も出来ず、各学校の状況が把握できずにいた。そうした中で岩手県、名古屋市、一関市からの派遣職員による人的支援を受けることが出来た。現在は他の自治体からの応援、市の人事異動などにより14名体制となった。最初の執務室は高台の公園に建った3坪のプレハブの仮庁舎で、8名の職員が働いた。学校給食センターには災害対策本部が置かれた。2番目の執務室は少々広くなったが、14名が仕事をしていた。6月の室温は35℃を超え、会議の際には近所の公園で青空ミーティングを行った。

学校再開までの支援は、震災後に休校となっていた学校を4月20日の再開を目標とし、使用できる学校と教室の確保、児童生徒の生活環境や通学手段、学校施設の応急・復旧、児童生徒の通学学区をどこにするか、通学バスの確保、多種多様・大量の支援物資の受け入れへの対応を行わねばならなかった。4月20日に学校を再開した際には、教職員が飲料水を運び、支援団体は仮設トイレを設置、災害対策本部となった学校給食センターの代わりに業者が仕出し弁当を用意してくれた。全壊した気仙小学校が同じ区内にある長部小学校と合同学習を実施し、気仙中学校が廃校した旧矢作中学校の校舎を利用し、広田中学校・小友中学校・米崎中学校は同じ区内にある小学校に間借りをする事となっ



た。支援団体の力が学校再開の原動力となった。受水槽とポンプ設備の整備、合併浄化槽や仮設トイレの整備、トイレの使い方の児童向け研修など、学校の課題について教育委員会に報告してくれた。残念なことに「何か困っている事はありませんか?」と聞き、名刺を置くだけといったケースもあった。

学校正常化に向けては、校庭が使用できないために部活動の再開や、市内の企業が被災したために職場体験をどうするか、プールが被災した学校ではプールでの活動をどうするかといった課題があった。仮設運動場の整備費用、部活動のバス費用、プール監視員の応援とプール送迎バスの費用、学習用バスの費用、高校入試用バスの運行、児童生徒への電灯の配布など、様々な支援団体から援助頂いた。支援団体に甘えずぎていないかを常に意識して、支援団体に支援を求める際は課内で協議を行って来た。教育委員会で準備をすることを基本とし、協力が必要な場合のみお願いしてきた。

今後期待する支援の1つ目は、児童・生徒・教職員への心のケアだ。物は段々普及しても、心の復旧には時間がかかる。先日、子どもの通う学校で、震災後1年を迎えるに当たり心の準備として、子どもたちが作文を書いた。書くか書かないかは自由だったが、6年生の長男はA4の紙両面いっぱい、1年間の出来事を自分なりにまとめたのに対して、3年生の次男は何度も書いたり消したりし、結局「眠れなかったけれど、眠れるようになって良かった。」と書いていただけであった。子どもの年齢や被災の状況により、心の傷が癒されるまでには時間が必要と感じた。2つ目は子どもの居場所づくり。

自宅は仮設住宅で狭く、遊ぶところもなければ、学校には満足な運動場もない。3つ目は就学援助である。被災児童生徒数が増加し、市内児童生徒の36%が被災による就学援助を受けている。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実施する東北まちづくりクラブは、子どもたちが将来の町づくりを考える良い機会となっており、今後に期待を寄せている。また、様々な学習支援のとりくみが行われ、放課後や休日、小学生から高校生までを対象に学校や集会所、トレーラーバスなどを利用して勉強をサポートして頂き、とても心強い。最後に大切なことは支援団体との協働。それは自立するまで、互いの信頼関係があって行われるべき支援。支援団体の予算も全世界からの感謝の支援金であると子どもたちに伝えている。3月6日現在、陸前高田市では1555名が死亡、未だ288名が行方不明だ。私たちはこの震災を忘れることなく、後世に語り継がねばならない。そして、二度と同じような被害を繰り返さぬよう、陸前高田市の将来を担う子どもたちと共に全力で復興に向けてとりくんでいきたい。

次に宮城県石巻市役所子育て支援課の門間一也さんより報告が行われた。石巻市には平成22年4月に施行された「石巻市子どもの権利に関する条例」がある。

①安全に安心して生きる権利②自分らしく生きる権利③自分を守り守られる権利④社会に参加する権利⑤適切に支援を受ける権利の5つに分け、「行政」「保護者」「市民」そして「事業者」が責務を持って、権利の保護や推進に努めると

されており、その事を念頭に置き支援にとりくんできた。

石巻市の子育て家庭状況は、昨年度末の児童数が2万4千982名、石巻市の人口は15万3千人の約16%が0歳~18歳未満の子どもたち。遺児は150世帯で229名、孤児は38世帯で52名。仮設住宅に住む子どもたちは2,037名で全児童数の約8%。また自宅の1Fは被災したが2Fで生活している在宅避難者やアパートなどの賃貸家屋に避難している児童も居り、震災により避難を余儀なくされた児童数は、実際もっと多いと考える。

石巻市役所の子育て支援課が所管する子育て環境としては、保育所の子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブがあるが、未だに4つの保育所が仮設住宅に間借りをしている状況。市では、放課後に保護者が就労のため養育できない家庭の小学校1年生~3年生までの児童を預かる放課後児童クラブが28か所開設されている。現在、子どもの保護の観点から子どもの居場所確保にとりくんでいるが、被災施設で建設が必要となった所や被災により転居した家庭もあり、児童の移動が進みニーズが高まり、受け入れ規模の拡大や新たに建設が必要な施設がある。そうした地区では、企業やNGO団体からの寄付でH24年度に建設される保育所が3ヶ所、放課後児童クラブ3施設ある。被災した保護者の負担軽減のため、保育所や放課後児童クラブの利用者負担金の再配減免を実施中。被災した児童の心のケアとして、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの協力を得て、夏季休業期間中に出前講座を実施。そのほか土曜日と日曜日に親子交流イベントを開催す

る。また、NPO・ボランティア団体・個人等による心のケアの支援では、放課後児童クラブを利用する児童にワークショップなどを実施。

放課後児童クラブの支え手である指導員への心のケアや被災児童保育に対応するために必要な保育技術の向上を図るため、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンと協働し、全国学童保育連絡協議会の協力を得て、指導員研修等を実施している。内容は指導員全員で講義を受ける全体研修と、放課後児童クラブに講師が入り直接の保育に対する指導や、指導員の保育に関する悩み解消等を図る実地研修を実施している。保育所入所児童の心のケアに関する支援については、NPOや市民団体等が保育所にて、子ども向けのイベント等を実施。NPOや市民団体等の受け入れ対応は各保育所で行われ、被害の大きかった地域の保育所には多くの支援があった。

震災復興における継続的な児童支援が重要なことから、仮設住宅棟では「親子交流」「一時預かり」「子どもの遊び広場」等を開催するNPOや市民団体等に対して、「安心子ども基金」を活用し運営費の補助を実施するほか、行政側も積極的に児童支援ボランティア団体等で構成する情報交換会等に参加し、ボランティア団体との情報共有を図る。現在、補助交付申請団体は12団体、2月に採択される予定。交付予算額は600万円で、各団体50万円程度。H24年度についても、県も継続の意向を示しており、最大100万円の交付を継続の予定。

石巻市子どもの権利に関する条例には、「子どもの保護」のほかに「子どもの社会参加」の推進である。しかし震災以降、行政主導でのとりくみは困難となり、セーブ・ザ・チルドレン・



ジャパンの全面的な協力を得て、「こどもまちづくりクラブ」を共同で実施。中高生を中心とした子どもたちが、自分たちのまちについて子どもの視点で考え、「夢のまちプラン」を完成させ、復興計画の検証を行い、自らの意見をまとめて市長や知事等に対して政策提言を行っている。また、子どもたちは復興支援に向けた石巻のまちづくりを考える中で、活動拠点となる場所(居場所)を必要としており、専門家から話を聞いたり、他の地域の施設を見学しながらアイデアを出し合い、「子どもセンター」を建設する事になった。子どもたちが専門家と共に設計に携わり、今後は石巻市が寄付として受けて運営を行う予定。子どもたちにとって単なる居場所に留まるのではなく、運営に子どもたちが関わり、地域の大人と子どもの交流を図る事により、子ども参加による地域復興・まちづくりの拠点としての機能を果たすことが目的。

今後の課題としては、震災により建設が必要となった保育所や放課後児童クラブの専用教室の建設費や用地取得等に要する負担が大きい。放課後児童クラブの利用は小学3年生までだが、保護者から4年生以上の利用について多数要望があり、受け入れに当たり、クラブ室の拡張や新たなクラブ室の設置が必要だ。現在、市では学校の敷地内または空き教室などを利用して運営実施するが、学校側から利用可能な教室の使用を断られる場合があるため、教育委員会の理解が必要だ。被災した子どもを被災した指導員が保育する環境にあり、指導員のメンタルケアが重要のため、現在は全体研修会終了後に指導員交流会を開催。仮設住宅等における児童支援は継続が重要だとして、NPO等の支援団体に補

助金を交付しているが、支援継続の上で支援団体が中長期的に支援活動を出来るよう、事業費の補助のみではなく、支援団体との連携強化を目的とした仕組みづくりが求められている。児童支援を考えるにあたり、地域力・コミュニティ力向上は不可欠、「地域の子どもは地域で守る」といった体制の構築が必要。地域の幼稚園・保育所・小学校・中学校などで働く人達が地域と積極的に結びつくことで、子どもたちあらゆる困難から包括的に守ることが出来る。

また、子どもの社会参加では、子どもに関する施策や事業及び地域における様々なとりくみについて、常に子どもたちの意見が反映され、参加できるような仕組みづくりが必要。震災により多くの命や財産を失ったが、失ったからこそ気づいたもの、学んだもの、生まれたものがある。大人達はこれらを今後の復興に活かし、将来を担う子どもたちに引き継ぐことが使命である。

次に会津若松市役所 児童家庭課の千葉昌弘さんより報告がなされた。会津若松市は地震による直接的な被害は免れたが、他の自治体とは異なり、避難者の受け入れといった特有の問題を抱えている。市ではH15年に児童虐待防止ネットワークを設置し、H22年に要保護児童対策地域協議会へ移行して児童虐待に対する支援体制強化を図ってきた。現在は乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業を開始し、要保護児童対策にとりくむが家庭児童相談室や児童虐待の通告相談件数は高い数値で推移したまま。要保護児童の早期発見・早期対応及び虐待の未然防止に対するとりくみを行ってきたが、近年は子どもや

家庭を巡る問題が複雑化・多様化している。子どもや子育て家庭に対するきめ細やかな支援を目的とし関係機関・団体との連携強化や未然防止の有効な手段や方法として啓蒙活動を図った。具体的には子育て講演会の開催、地元FMラジオなどによる広報啓発を実施。また要保護児童対策協議会での大人を対象とした啓発だけにとどまらず、比較的若い時期からの啓発という意見から、福島県で推進していたCAPプログラム事業と協働し、今年度より小学校3年生とその保護者を対象としてとりくみを実施している。

福島市は地震による直接的な被害は少なかったが、物資不足など市民生活全体に混乱を及ぼし、現在は放射能の影響が生活に不安をもたらしている。原発事故による放射能の影響で子どもたちは、外で遊ぶことが少なくなり、線量計を持ち歩くようになった。26名の子どもたちが望まない市からの転出を強いられた。放射能に関する情報の無知により、親の不安やいらだち、情報の錯綜、過敏な反応、地元食材への不安が見られる。健康管理対策として除染作業、モニタリングポストの設置、給食食材の検査を実施する。震災後は子育て家庭の生活も一変、震災後の父母の収入減少、失業、ひとり親家庭の経済的困窮により、昨年と比較してDVの相談件数が1.6倍に増加した。児童虐待や貧困問題も深刻だ。企業や工場、観光業の求人が低迷し、離職だけでなく、就職困難などの影響が出ている。他自治体からの避難者は2月現在5,093名、児童数1,216名。役場機能を会津若松市に移した大熊町からの避難者は3,396名、児童数811名。移動してきた家庭では、家族や親族

がバラバラとなり家族機能が崩壊、子どもたちの養育環境に強く影響を及ぼしている。行政や関係機関とのモニタリング機能が低下し、これまで住んでいた市町村での支援が受けられない要保護児童とその保護者が居る。転居してきた要保護児童の居る家庭では、新たな支援の受け入れを拒否、家庭訪問の際に居留守を使うために児童の安全を確認できない場合がある。養育環境も悪化しており、避難所から借り上げ住宅や仮設住宅に転居してきた子どもたちは、学校を転々とするケースや、授業中に落ち着きがなくなった、交友関係を築けないなど、学校からの相談が増加した。地震への恐怖と不安からくるPTSDへのケア、被災した子どもや将来の生活への不安、原発事故による放射能が与える子どもたちへの健康被害と影響、健診や予防接種の未受診の子ども（要保護児童）へのアプローチ、住民票のない子育て世帯の把握と介入。これらについては市の福祉事務所や保健師、児童相談所などによる支援、スクールソーシャルワーカーの派遣、市民団体との連携による子どもたちの心のケア活動が重要だ。現在「あいつCAP」と連携し、児童虐待の未然防止へのとりくみを実施。CAPプログラムは、子どもたちがいじめ、誘拐、置換、性暴力と言った様々な暴力から自分の心と体を守るための知識や具体的な方法をロールプレイ（寸劇）で学ぶ人権教育プログラムで、現在世界12カ国で実施され、これまで500万人以上の子どもたちが参加。日本では160以上のCAPグループが、全国各地の学校で実施し、福島県では4つのグループが活動中。子どもへの暴力防止に有効とされるプログラムを実施し、子どもの権利や子どもの暴



力防止の推進を図る共に、地域の児童虐待の未然防止を目的とする。様々な暴力から自分の心と体を守る知識や具体的な方法をロールプレイで学び、一方でその親は子どもが受講するプログラムの内容を事前に受講し理解する事が出来る。受講した保護者からは、「子どもは守るべき弱い存在と思われがちだが、権利を持つ一人の人間として受け止めた。」「今まで、子どもの権利に無関心だったが、子どもの話をしっかりと聞くようにし、あなたが大切な存在であると言う事を伝えたい。」子どもたちからは、「権利は自分だけではなく、みんなにあることが分かった。1年生と2年生の時にいじめにあったが、(その時に知っていたら)習ったようにすれば良かった。」「権利を取られる事がどれだけ怖い事かというのがよく分かった。」「安心・自信・自由・権利は人にとって大事。」という声が聞かれる。ある学校では子ども同士のトラブルの際に、このワークショップの受講後であったことから、解決がスムーズであったとの報告があった。また放射能の影響で転校して来た児童に対しても、いたわりの気持ちが強く、子ども同士のトラブルは起きていないとの報告があった。

今後のとりくみとしては、啓発活動の強化により児童虐待についての市民意識の向上と地域での子どもたちを見守る体制の確立し、「あいつCAP」などの市民団体との協同により、児童虐待防止に努めるための政策の構築を行う。児童虐待は単一要因だけではなく、様々な要因から発生するために、家族全体を見据えた総合的な支援とケースワークが必要。また関係機関の担当者のスキルアップ、児童相談所などの専門機関職員の不足、児童虐待防止対策に関する予

算の確保が課題である。

この報告を受けて国会議員や参加者の方々からの意見・感想が述べられた。民主党衆議院 中林美恵子議員は、子どもたちは日本の将来の礎であり、健全に育ててほしい。震災後に何が出来る事はないかと女性議員が集まり、何度か被災地に赴き、そこで行われている活動について文部科学省などに提言している。CAPプログラムをはじめ様々な情報を得る事が出来た。CAPプログラムは被災地に限らず、日本全国に広げる事を検討したいと述べた。社会民主党参議院 吉田忠智議員は、参議院の東日本大震災の特復興特別委員会の委員として被災された方々の思いを政策に反映させることが課題だ。遅くて小出し(Too little too late)な支援・施策の実行と指摘を受け、子どもたちの支援を含めて不十分さを痛感した。野党全党でH23年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護に推進に関する法律案を作成中で、議員立法として出来る限り早く参議院から提出したい。子どもの意見をどのように聞き、周囲の者が実態をいかに把握できるかが大切。それらを施策に反映させるために、共に頑張っていきたいと述べた。

国学院大学講師でNPO法人子どもプロジェクトを主催する福田恵美さんは、昨年4月より東京ビックサイトなどで学習支援を大学生と共に実施。福島から都内に避難している方々をネットワークでつなげたいが困難な状況。住民票がない方々の支援をNPOにつなげる事に限界がある。東京弁護士会が中心となり子どもの学習権をという事で学習支援が開始された経緯もあり、NPOなどのネットワークとのつながりをも

ともと無い。東京全体では約 7500 人が福島県から避難しているとされているが、実は子どもの数は正確な数値が分からない。政府が住民票の無い子どもたちの状況を把握していくべきではないか。山形・新潟・東京にはたくさんの子どもたちが避難しており、自主避難者を放置する事はできない。ぜひ会津若松市の方から、東京に避難している方々への支援方法についてアイデアを頂きたいと述べた。

この質問に対し、会津若松市役所の千葉さんは第一次避難で避難所にいらして、第二次避難として会津若松市内の仮設住宅へ避難している場合には、荷物の送り先やさりげない会話の中からどの地域に移動するのかを聞き出すようにしている。第 2 次避難という時点で、要保護児童とされて支援の対象になる。他の自治体からの流入者は、近所から他地域の車のナンバー（いわきナンバーなど）ということから、避難者ではないかという通告があり把握が出来る。しかし、行政が介入するための理由がないために個人保護法の観点からも介入はできないと回答した。森田事務局長は、市民が支援しようとする、必ず個人情報の壁に突き当たる。支援対象者がどこに居るのか、特に子どもたちの場合は情報が把握しにくく、どのように行政がそれらの情報を把握し、支援団体に伝えていくのか。現在、避難されている方々はさらに困難度が高まっているはずと述べた。

これに対して厚生労働省雇用均等・児童家庭局 為石摩利夫さんは、避難しているところの自治体で様々なとりくみがなされ、NPO などを中心に親子の交流の場や子どもの遊びという観点で支援を頂いている。政府としては、社会福祉

法人恩賜財団母子愛育会に「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置し、被災県と協働したとりくみとして県全域の避難者に対する支援展開について検討中。個人情報による支援のしにくさは確かにあるが、団体で避難している方々は行政での把握がある程度可能だと思われる。やはり民間住宅に避難されている方々の情報が自治体でも把握しにくいとし、今後は「中央子ども支援センター」が全ての支援を把握する事は難しいが、民間の NPO などと連携してとりくみを進めていくと回答した。

国際 NGO「子どもの遊ぶ権利のための国際協会」の高橋 博久さんは、子どもは意見を言えないという考えもあるが、子どもたちの意見を受け取る大人の側に問題があるのではないかと。自治体の復興計画はほぼ出揃ったと新聞などで報道されたが、実際には大人の計画になっている。復興計画の中で子ども権利、子どもを主体とした子どもの位置づけに疑問が残ると述べた。

続いて、東日本大震災子ども支援ネットワークの運営団体より、この 1 年間の活動を踏まえ、今後の課題について提起や報告が行われた。初めに森田事務局長からの報告がなされた。東日本大震災子ども支援ネットワークは今年の 5 月に発会し、日本ユニセフ協会、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、チャイルドライン支援センター、子どもの権利条約総合研究所の 4 団体が呼びかけして 30 以上の団体が参加、この度 1 年目を迎えた。自治体や県、国レベルでの具体的なとりくみの中や、市民との協働でのとりくみにおいての 1 年の振り返りや今後の活動を視野に入れて、8 つの提言を行いたい。



- (1) 子どもの権利を基本においた子ども支援
- (2) 法的整備の充実
- (3) 子ども参加の多様な促進
- (4) 子どもにかかわる分野の横断的なネットワーク
- (5) 保護的支援と環境整備の重層的な展開
- (6) 支援者の支援
- (7) 行政と市民社会との協働の推進
- (8) 支援の継続

子ども支援の中には重要な視点がある、継続した支援の必要性、親しい人を奪われ、大切な人を失っているといった事である。子どもたちにとってその悲しさや不自由さを決定的なものとしてはならず、子どもたちが最善の利益を得られるよう、より適切に回復できるよう大人社会が努力しなければならない。その努力が出来るかという事を私たちは今、被災地や子どもたちから問われている。震災復興支援において、子どもの権利条約を基盤として子どもや家族支援を展開してきた私たちは、子どもを中心とした子ども参加による支え合いの関係を持つことにより、新しい集団や家族、地域の再生は可能であると確信している。

今後10年、20年と続く復興の中で、市民社会と政府、行政がどう協働していくのが重要。それをコーディネートする人や機関が決定的に不足しており、その役割機能を国際的あるいは様々な専門家の方々の協力を得て、構築せねばならない。これは子ども施策の中でひじょうに重要な視点だと述べた。

次にセーブ・ザ・チルドレンの津田知子さんから報告がなされた。セーブ・ザ・チルドレンは東日本大震災の支援においても、全ての子ども

にとって生きる・育つ・守られる・参加するといった子どもの権利が実現される世界を目指し、何が出来るのかを考えてきた。現在、5か年計画で、①学童クラブや保育園、仮設住宅での子どもの保護、②学校の環境汚染や奨学金、防災教育などの教育的支援、③子どもの参加を視点とした子どもにやさしいまちづくりという3つの支援の柱で活動を実施している。SOFT(Speaking Out From Tohoku)～子どもの参加でより良いまちに～というプロジェクトは、今と将来を生きる子どもたち自身が声をあげて参加する事で、被災前よりも良い町を作ろうという活動。約1万1千人の子どもたちを対象とした意識調査「Hear Our Voice」を基にしており、9割の子どもたちが自分の町のために何かをしたい、8割が自分の町を良くするために人と話したいと回答、しかし一方で、こういった思いをどこで話せばよいのか、誰が聞いてくれるのか、何をしたら良いのかといった声もあった。

6月下旬から山田町、石巻市、陸前高田市で「子どもまちづくりクラブ」にとりくむ。小学4年生から高校生の子どもたちが定期的に週1回集まり、子ども同士で、または地域や行政の方と話したり、話を聞いたり、時には専門家の方に話を聞きながら地域の復興に向けたまちづくりのプランを考えている。宮城県、岩手県、活動拠点である3市町復興計画を子どもたちが理解できるように訳して、子どもたちと読み取るといった作業を進めてきた。同時に出来上がったプランを子どもまちづくりのメンバーが国に対して意見書を作成、2月25日には平野復興大臣に「意見書」を提出した。その中で、子どもたちは①大人の意見だけではなく、子どもの意見

を大切にしてほしい。仮設住宅が校庭や公園に建てられ、遊び場の確保が困難との報告があったが、それは仕方がない事だと思っている。しかし、そのことを事前に説明してほしい。②国から被災地支援をして欲しい。被災地に住んでいる私たちだからこそ、必要な支援が分かる事がある。ぜひ、被災現地を訪れて欲しい。③全国で津波、地震に対する対策をして欲しいと伝えた。

中学2年生の女の子は地震が心配という理由で、東京への修学旅行に行く事が出来なかった。今回の震災から学び、津波や地震への対策が全国で行われれば、こうした残念な思いをする必要はないはずだと話していた。被災したかわいそうな、守らなければならない子どもたちという子ども像があり、子どもの意見を聞くことが無駄ではないかという大人の意見もあった。陸前高田市でまちづくりに参加する15歳の女の子は、震災で家や家族を亡くして、親せきから違う町に来ないかと声を掛けてもらったが、それでも自分の生まれ育ったこの町に残りたいと思った。街並みがなくなっても私の故郷であることに変わりはない。元通りに戻る事はないと思うが、今生きている私や町の人たちの力で作り上げていければ良い。また、こうして生きている私たちの思いを、日本だけではなく外国の人たちにも知って欲しいと発言している。行政からの協力や強い思い入れも感じている。11月20日の「子どもまちづくりサミット」では子どもたちに次のようなメッセージが届けられた。陸前高田市からは復興計画にも謳われている防災メモリアル公園の中に、子どもたちの思い描いているものを目に見える形で具現化したい。」

山田町からは「復興計画に魂を入れていくには、子どもたちの地元を復興しようという気持ちが必要。行政としてもこのような気持ちと連携していきたい。」石巻市では「大人は実現するために努力するから子どもたちの意見をどんどん提言して欲しい。」との声が挙がった。地域の保護者の方々からは「子どもたちがこの活動に参加することで、自分自身が励まされた」との声もあった。お子さんを亡くされた方もあり、複雑な心境の中で「自分の子どもが前を向いて未来を描いている姿にすごく励まされた。」という声も頂いた。山田町の方からは「若い人たちが町から離れて行く状況で、まちづくりに関わっている子どもたちは、いったんは出て行くかもしれないが、また戻ってきてくれるだろうという期待ができる。」という声もあった。子どもたちからは「意見を言う事は地域に貢献できることだから、これからもどんどん意見を言っていきたい。僕たち子どもだけでは町の復興は出来ないし、かといって大人だけでも町の復興は出来ないと思う。たくさんの意見を出し合い、一人ひとりが町を復興させる上で協力し合う事が大切だと強く感じた。」「これからは日本だけではなく、世界にも、特に子どもが弱い立場の国で子どもの声を聞いてくれるようにしたい。」といった声が上がっている。子ども参加の実現は決して容易ではないが、子ども参加で社会が変わると考えている。今後は子ども参加の仕組みをシステム化していき、それにより子どもたちがエンパワーメントされるようにして行きたい。そのために復興計画の策定、実施、モニタリング評価といった全てのプロセスに子どもたちの声を実際に反映させる子ども参

加の制度の創設が重要だと述べた。

次に日本ユニセフ協会の菊川穰さんから報告がなされた。1年間、6つの分野で支援活動を実施。活動の中で、どのように協働(パートナーシップ)を実践して来たのか、市民社会との協働に視点をあて、各プログラムにおける市民団体との連携が紹介された。

①の緊急物資の配布では、ガソリンも水もない状況の中で、宮城県教育委員会からおもちゃを届けたいと提案があり、IKEAから寄付された玩具を早急に手配したが、県の災害対策本部では玩具は配布してもらえない状況に。そこでユニセフの活動を継続して支えてきてくれた生協が自らの支援物資を届ける際に玩具を届けてくださった。

②の保健栄養分野では、7億5千万円規模で支援を実施。乳幼児健診の再開を中心に、インフルエンザの予防接種への助成といった形で、医師会その他と協力させて頂いた。専門的なNPO,NGOや学会、企業の力が大きく、広報媒体を作る際に広告代理店が無償でデザインなどを提供してくれた。

③教育分野では25億円近い支援を実施。学用品などを配布する際、企業からの支援と全国のユニセフの県協会の方々がボランティアで文房具を袋詰めして下さり、生協の支援により届けられた。宮城県で一番最初に学校を再開した女川町では、物品の仕分けなどを徹夜で行い4月12日に再開が出来た。岩手県、宮城県、福島県で仮設と本設両方を含めて14か所の園舎建設の支援を行って来た。行政や学校法人からの要請でとりくむ中で、土地や統廃合の問題などの

問題もあったが、その際の地域の方々からの情報やアドバイスがひじょうに役立った。

④心理社会的支援では、岩手県・宮城県での日本プレイセラピー協会との連携で、福島では県臨床心理士会との連携で、未就学児童やその保護者への支援を実施。「ちっちゃな図書館」を被災地で33万冊届けることが出来た。

⑤子どもの保護の分野では、被災3県のCAP事業を無料での提供を推進。遺児になったケースが父子家庭の場合、自分の悩みを誰かに打ち明ける事すらできず、どうしたら良いのか分からず、ある意味母子家庭以上に孤立感がある。その上、震災で仕事を失くした場合もあり厳しい環境にある父親への支援は重要。埼玉県新座市のNPO子育て支援ネットワークと協力し、仙台にて「お父さん支援員」の研修を実施中。評判が良く、今後は岩手県の方でも実施を検討中。

⑥子どもにやさしい町づくりの分野では、岩手県大槌町、宮城県女川市、福島県相馬市で行政のプログラムを支援する形で実施。相馬市では5ヶ年で「ふるさと相馬子ども復興会議」を実施するプランを立てており、ユニセフ協会では物資支援や人的支援を行っている。昨年11月6日に市内の小中学校で、震災を振り返りどう考えるかといった発表会が行われた。子どもたちからは復興はこれから20年～30年かかる。そのため今、自分たちは学びたいし考えて行きたい。今後は相馬市の豊かな自然を回復できるようにとなくみをしたいたいの声が聞かれた。権利には必ず義務を伴うものであり、20年～30年先の人生を安心して立派に成長できるように環境を与えることは責任。

現地では今、支援者への支援が必要とされて

いる、しかし保育士の数が圧倒的に不足。例えば大槌保育園では、来年度の定員が77名だが、保育士が7名しか確保できていない。4歳児、5歳児には障がい児が1名ずつ居り、保育士1名の加配が必要。ハローワークへも求人掲載をしているが、東京の社会福祉協議会から臨時でボランティアの方が、またJOCA(青年海外協力隊)からも臨時で保育士が派遣されているが、契約は3月までの予定。釜石市の保育園でも人材不足。一方で沿岸地域では保育士での採用希望者は1名だと聞いている。一番大きな問題は、初任給13万円と言われる採用条件である。こうした状況に国として何ができないのだろうか」と述べた。

続いて政府のとりくみについて報告が行われた。厚生労働省雇用均等・児童家庭局 為石摩利夫さんは、2月14日現在、孤児は岩手県が93人、宮城県は126人、福島県は21人、合計240人。遺児は岩手県が487人、宮城県732人、福島県141人、合計1360人と報告。

ケアの必要な子どもたちへの支援は「安心子ども基金」の中で財源を確保しており、宮城県では、子どもの心のケアチームが巡回、福島県でも心のケア事業として、児童相談所を中心として支援体制を強化している。親族里親への支援、里親支援、ひとり親支援なども実施中だ。

「東日本大震災中央子ども支援センター」を立ち上げ、日本子ども家庭総合研究所内に設置し、被災した子どもたちへの長期的支援を行っている。

震災直後に海外から支援に駆け付けた専門家を受け入れなかった。それは、最後は被災地域

が責任を持つという事があり、国が地域を支援するという思いを持って対応した。子どもの成長を中長期的な観点で考える際に、児童分野の精神科医・心理士はご自身の仕事を持ちながら支援に当たるために、対応できる専門家が限られた。そのため、日ごろから子どもたちに関わる人々への支援体制づくりに重点を置いた。中央子ども支援センターには、協議会・構成団体として50以上の団体が加盟。今後は被災県に窓口を設置し、現地のニーズを受け止め、県と連携を取りながら支援を進める予定。

行政は個人保護法があるので、支援できないために地域の方々の協力が必要だと述べた。

文部科学省大臣官房 山野智寛さんは、学校再開を最優先に考えた。約8000施設が被害を受け、うち200施設は再建が必要で、現在、高台移転の必要といった特別な場合を除いてすでに予算措置がなされ再建に向けて動いている。震災の合った翌月には新学期を迎えるにあたり、避難先で必要な学用品などの提供を実施。震災で遺児や孤児となった子どもたちの大学まで支援できるように、新しい特別交付金を設け学用品や給食費の補助、授業料の免除などで支援が可能となった。

被災3県を中心に1080人の教職員を補充し、児童生徒等への心のケアや学習支援を実施。また、(独)国立青少年教育振興機構と連携し、子どもたちの心身の健全育成とリフレッシュのためのキャンプを実施し、現在までに7300名が参加した。他にもスポーツを通じた支援や、支援と被災地のニーズマッチングさせるようなポータルサイトを運営中だ。今回の震災で学校が避難拠点となったことから、学校を中心とし



た地域のまちづくりを考えており、強力な耐震設計、太陽パネルの設置などを行い、学校の防災機能の強化や防災教育を充実させていく。学校と地域の公民館や図書館、社会福祉施設などと複合化していき、学校をまちづくりの拠点していきたい。また、全国の公立学校の耐震化や防災機能の強化を実施し、教訓を活かした防災教育や研修などの活動も実施していきたい。福島県では、放射能から子どもたちを守るために、400校以上で除染活動や学校給食における放射線に関する検査を実施していると述べた。

ここで、今回の意見交換会を実現させるために尽力された大河原議員より、市民社会との連携の重要性を改めて痛感した。支援活動に必要な政府の予算がきちんと配分され使われることに尽力したい。復興計画に女性の視点、男女共同参画の視点、子どもの視点がない。今後、将来を担う子どもたち本格的な支援に向けて、子どもたちをエンパワーメントしていく活動が必要、それが大人たちの希望につながる。8つの提言についても、政府、NGO/NPOなどの市民団体の方々との連携を取っていけるよう、努めるとした。またチャイルドライン支援議員連盟の事務局を担う立場からも、超党派のグループでもアドボカシーを行っていくと述べた。そして国連人権委員会で、日本では初めて共同提案国となったが、未だ個人通報制度の第一署名国になることは実現しておらず、大変残念だと述べた。

以上の意見交換を受けて、ネットワーク事務局長の森田明美さんは、異例の2時間半という

意見交換会に年度末の忙しい時期に参加して下さったことへの感謝を述べた。

子どもの権利条約の第三回の政府報告の時から、なぜ子どもの権利条約が国内に浸透していないのかを議論し、考え続けてきたが、一番大事なことは、子どもたちの声に耳を傾けることであり、それが最初のスタートだと考えている。子どもたちが持っている総合的・重層的な問題について、慎重に丁寧に観ていく必要があり、それらの問題を抱え込み、長期的に支援していかなければならない。今後も子ども支援意見交換会を継続できるよう頑張りたいと述べた。そして行政と市民（または民間）、企業も含め、様々な市民と国とが一体になり、子どもたちを支えていく事を継続していく事が重要だと強く訴えた。

第3回目の東日本大震災子ども支援意見交換会では、被災地で支援する自治体やNGO/NPOにより、現在の被災地の子どもたちあるいは子育て家庭の保護者の方々の置かれた状況や、行政との協働がどのように進められてきたか、そこから見えてきた今後行うべき支援と課題について活発で有意義な議論が行われ、閉会となった。

Report

# 4

## 第12回「子どもの権利条約具体化のための実践」 助成事業報告

### とんとんみー三味線クラブ



沖縄県教職員組合中頭支部専従 山城 艶子

#### 1. 団体名

とんとんみー三味線クラブ

#### 2. 構成員

小学校1年生～高校3年生までの児童生徒  
(34名)

#### 3. 活動日

毎週土曜日午前10時～12時まで

#### 4. 活動場所

民家（無料で提供してもらっている）

#### 5. 三線所有数

9丁（三線がない子へ貸し出しをしている）

#### 6. 指導者

（ボランティア）

又吉章盛（古典音楽師範）

山城艶子（古典音楽師範）

沖縄県教職員組合中頭支部専従

#### 7. 父母会会長

大城市子

#### 8. 活動概要

沖縄県うるま市字塩屋自治会が、平成12年文部科学省の「週5日制に伴う緊急3カ年事業」の指定を受け、「三線教室」を開設しました。週5日制の実施に伴い、子どもたちの土曜日の過ごし方を地域でサポートしようという試みの一つとして、小学生・中学生を対象とした「三線教室」が開かれることになり、小学校の教室を借りて土曜日の午前中、三線のお稽古をして過ごすようになりました。活動日は、初年度は月1回でしたが、子どもたちの要望により2年目は月2回となり、3年目は毎週土曜日となりました。

平成15年からは父母会を結成し、名称も新たに「とんとんみー三味線クラブ」と命名し活動を継続するようになりました。講師の先生も引き続きボランティアとして参加してもらっています。活動場所を市の福祉センターに移したことにより、他市町村からも子どもたちが参加するようになりました。小学生から高校生までの子どもたちがなかよく助け合い、教え合いながら交流を深めています。地域の子ども祭り・市の生涯学習フェスティバル等への出演で地域活動への参加も多くなり、「とんとんみー三味線クラブ」が広く知られるようになっていきます。ま



た、古典音楽「子ども琉楽奨励賞」の銅賞・銀賞・金賞・会長賞にも多くの入賞者が出ており、沖縄の伝統芸能の後継者育成にも貢献することとなっています。子どもたちの送迎は保護者が責任を持ち、茶菓子の準備も輪番制にし、保護者のサポートは子どもたちにとって心強いものがあります。

三線楽器は基本的には個人で持ってくるよう

になっているため、クラブに入りたくても三線のない子にとっては、三線を購入するには値段が高く、家庭の経済状況と相談しなければならないのが現状です。今回助成金をいただくことができ、三線3丁を購入することができました。ありがとうございました。三線のない家庭の子にも積極的に声かけをして、さらに会員を増やすことができるものと喜んでいきます。

### 日頃のお稽古風景



### 介護施設慰問風景



### 生涯学習フェスティバル参加



### 1年 みやぎ かのん

なんでさんしんにはいったかという、エイサーのときにきいてやりたかったからです。はいてよかったです。なぜかという、てるぎといっしょにともだちがつくれたからです。土曜日は、さんしんのれんしゅうです。



### 2年 いは ゆずき

まいしゅう土曜日の午前10時から、ぼくは友だちのしんとさんといっしょにさんしんをならいに行っています。さんしんで今ぼくとしんとさんは、「秋のおどり」をならっていて、ぼくは「秋のおどり」がちょっとむずかしいけれど、7月のコンクールまでにじょうずにひけるようにいっしょうけんめいがんばります。



### 2年 やましろ しんと

土曜日は、さんしんの日でわくわくします。いつも友だちのゆずきさんと、ゆずきさんのおかあさんとゆずきさんのいもうとのゆあさんがむかえにきてくれます。さんしん教室に入るといつもだいたいの人がきています。ぼくは、ゆずきさん、てるぎさん、しんと、3人で「秋のおどり」をれんしゅうしています。その中でも「一番うまいのがぼくだ！」と先生はっています。ぼくたち3人はいつもきそっています。いっばいれんしゅうをしてはやく金しょうをとりたいです。楽しいです。金しょうをとるためにもがんばります。



### 5年 與那城 蘭

わたしが三線をしていてよかったなあ、と思うことは、ぶたいにあがっても、あまりきんちょうしなくなったことです。最初のコンクールは、一人ではじめてぶたいにあがったのでとてもきんちょうしました。でも、何回もぶたいにあがっていくうちに、あまりきんちょうしなくなりました。他には、コンクールに合格した時や、賞状、メダルをもらった時、やっていたよかったなあとおもいます。とくにコンクールをうまくした時は、三線をやっていてよかったなあ、これからも三線をがんばりたい、続けたいという気持ちになります。時どき、やりたくないと思う時があるけど、練習にいくと楽しいので、まだ続けようと思います。これからも三線をがんばりたいです。

### 6年 島袋 達也

4年生の時にさんしんを始めました。コンクールの銅しょうをうけてごうかくしました。うれしかったです。発表する時、きんちょうしました。今年は金賞にむけてがんばりたいです。

## 子どもたちの感想文

### 中1 與那城 桜

最初は、3年生のころに、見学にいて、仮入部をしたら、それが、5年つづいています。でも、いろんな場所の祭りや、イベントにさんかできて、とっても楽しいです。でも、コンクールの時は、とてもきんちょうしています。私は、今年、会長賞にちょうせんします。会長賞は、「かぎやで風節」です。この曲はとっても難しいし、長いです。でも、つや子先生がやさしくおしえてくれるので、感謝しています。近づくにつれて、又吉先生の家でも練習します。又吉先生も、やさしいのでおぼえやすいです。2人の先生に感謝しています！！



### 3年 宮城 光喜

ぼくが、さんしんを初めてやってみようと思ったきっかけは、天願川のこのぼりけいようしきの時、お母さんの友だちのむすめさんがさんしんをやっていると聞いたから、ぼくももちろんしてみようかなと思ってやってみました。やってみたところやりやすかったので、「いいなあ。」と思いました。後、終わったら最後におかしがもらえるので、ラッキーだなと思います。ぼくはだからさんしんをやるとてもよかったなあと思います。



### 6年 知名 佑太郎

ぼくは、3年生のころにおばあちゃんにすすめられて、とんとんみーに入ることになりました。はじめて三線を習いに行った時には、なんてすばらしいんだろうと思いました。なぜなら、休み時間もあるし、最後にはあめだまももらえるからです。でも、とんとんみーにきているうちに、銅賞、銀賞、金賞、会長賞までとることができました。ぼくが受ける賞はもうありません。また、ぼくは、とんとんみーに入ってから、いとこの誕生日などに、妹やいとこと一緒に三線をひくようになりました。そして、やる度にみんなにはくしゅがもらえました。ぼくは那覇市に住んでいるけど、もうとんとんみーに入ってから5年がたっています。これからもいろいろな曲をひけるように、がんばっていきたいです。

### 5年 大城 しょうたろう

僕は、とんとんみー三線クラブにはいってよかったことは、おんかんがついたことです。たとえば、音楽のじゅぎょうのときに、リコーダーのがくぶがすぐおぼえられるのですごいよかったと思います。あと一つは、友だちがふえたことです。僕は、会長賞をまだとっていないのでとれるようにがんばりたいです。よかったことがあと一つあります。それは、よくおじいの家で三線をおじいにきかせています。おじいがよくこぶのでうれしいです。おじいに三線じょうずだねと言われるとうれしいです。おじいは「もっとじょうずになって、またひいてきかせてよ。」といて、僕をほげましてくれるので、とんとんみーに入ってよかったです。

### 高2 島袋 翠

私は、小学4年生の頃から8年間ずっと三線を続けています。仲のいい友達がやっていたことと、その時の担任の先生が教えていたということがきっかけです。人見知りの私は、知っている人がいるということで習うことをきめたのでした。三線を続けているうちに沢山の人と関わるようになり、それも少しずつまじな方になりました。三線では、コンクールに出たり、定期的で開催されるイベントや行事に参加しました。今は大人の人たちと習っていて、今まで続けていた三線とは少し違う、レベルの上った曲を練習しています。今の目標は、新人賞です。

### 高2 田中 理乃

私は小学校一年生の時から入っているので、もう11年ぐらい三線を習っています。入った当初は、まだ小さくほとんど遊び感覚でやっていたので、母は私を三線クラブにつれていくのが気がひけたそうです。母が先生に相談したら「来ているうちにやる気が出るはずだから大丈夫、つれて来てください。」と言われ、心が軽くなり私に三線を続けさせることができたんだ、先生が焦らずに待ってくれたおかげだ、という話を聞いたことがあり、私は先生の人柄もあって続けてこれたんだということを知りました。

とんとんみー三線クラブには、一緒に三線を習う仲間やともにわからないところを研究する友達、それを支えてくれる先生たちがいます。そして、一緒に三線を習う仲間をまとめてくれる先輩たちがいました。でも今では私と友達が仲間をまとめる先輩になっています。私は、先輩たちが私たちをリードしてくれていたように、今の仲間を私たちがリードしていけるように、がんばりたいと思っています。いつでも先生達や先輩達、仲間への感謝を忘れず、頑張っていきたいと思っています。

### 高2 名嘉真 美鈴

私が三線を始めたきっかけは、妹がとんとんみー三線クラブにはいりだしたことです。小学校3年生の時、毎週土曜日に艶子先生が私たちの通っている小学校でボランティアとして三線を教えていて、高校生から幼稚園生まで、たくさんの子供たちがそこに習いに来ていました。妹に連れられて一緒に習ってみると、以外にも明るく楽しく、みんな笑顔で楽しそうにやっていて、今ある三線の数じゃたりないほどたくさん生徒がいました。三線が足りないので、3人ずつで交代しながらひいていました。今では時間もすぎて、ここまで三線とともに成長してきましたが、あの時興味本位でも参加していなかったら、私の大きな長所が1つへっていたんだろうなあと思います。艶子先生、又吉先生のおかげで、ここまで三線を続けてこれて、また、ここまで三線を楽しくひくことができているんだと思います。今では、三線は私にとって、「楽器」ではなく、私のチャームポイントです。

Report

5

## 第12回「子どもの権利条約具体化のための実践」 助成事業報告

### 子どもたちの居場所づくり



特定非営利法人 トッカビ 高橋 佳代子

#### <事業の趣旨・目的>

ベトナム語教室に通う子どもたちがベトナム語を使ってアウトプットできる環境を創ること、その環境を創ることで、同じルーツを持つ仲間との連帯感や改めて自らのルーツについて考える機会につなげ、子ども達自身が自己肯定感を持って元気になっていく。その元気を周囲のルーツを持つ子どもや大人に波及させ、多文化共生社会をみざす社会で重要な役割を果たす人材になってほしいという目的で、この事業を実施しました。

具体的には、現在ベトナム語教室に通う、主に中学生を中心としたメンバーで、ベトナムの昔話を題材にして紙芝居を作成し、また出来上がった紙芝居を使ってのおはなし会を行うことでした。

#### <作業ミーティングの開催>

7月30日から12月24日まで、計8回のミーティングを行いました。

紙芝居の題材は、あまり長すぎない、内容が難しすぎないものとし、子ども達とベトナム語教室の講師、スタッフと共に決定しました。紙芝居の重要な要素であるイラストに関しても、途中から専門家の指導を受けながら作業を行いました。



## <ミーティング内容概要>

日時	ミーティング内容
第1回 7月30日 9:00-12:00	読み聞かせの対象を小学校低学年、保育所、幼稚園の子ども達に設定する。5 つぐらいの話の中からどの話にするのかを参加者で決定する。「ねこはねこ」（日本の昔話「ネズミの嫁入り」に類似したお話）に決定。 紙芝居はタイトルも入れて 10 枚。イラストはなるべくベトナム風にアレンジする。紙芝居に適した画材をリサーチする。各自の担当を決める。また以前通っていて現在来ていない子ども達に対しても声がけを検討する。
第2回 8月10日 10:00-13:00	ベトナム語でリライトしたものを、日本語に仮訳する。 イラストのラフ案を作成（タイトルと他2枚）、同時に配色なども検討する。
第3回 8月25日 10:00-13:00	イラストのラフ案の構成を考える（8枚分）。日本語訳清書（実際のラフ案を次回までに描きあげてくる）。
第4回 9月23日 10:00-13:00	出来上がったラフ案を確認。2枚目、3枚目の構想が固まっていなかったため、専門家の指導を受けながら完成させる。また全体のイラストを見てもらい吹き出しの位置やバランス等もアドバイスしてもらう。 更に色のつけ方（クレパス、パステル、色鉛筆）も指導してもらう。
第5回 10月8日 14:00-17:00	色つけ作業を行う。配色等を再度確かめるために、一度コピーをとってから色をつける（3枚）。
第6回 11月3日 10:00-13:30	色つけ作業を行う。同時に絵を描く作業を並行作業する。パステルを使うのが初めてだったのでイラストレーターから指導してもらいながら作業をする。5枚が完成。 （印刷業者にクレパスの色の出方を確認する。ベトナム語、日本語のフォントの決定、文章の見直し作業）
第7回 12月3日 14:00-17:00	前回と同様に色つけ作業を行う。同時に絵を描く作業を並行作業する。色をつけたイラストの縁取りをして定着剤をかけて保管。全体の8割が完成する。（文章の校正作業終了）
第8回 12月24日 14:00-17:00	イラストの色つけ作業を完成させる。全体の細かい箇所最終確認をおこなう。
	1月 印刷業者に見積依頼、発注 2月 納品
3月27日	おはなし会 開催 2011年度ベトナム語教室修了式でおはなし会の開催 ベトナム語教室に参加している子どもたち15名と八尾市内の2つの小学校から4名の先生方、紙芝居でイラスト指導をしていただいた方にも出席していただいた。紙芝居の朗読には、今回の紙芝居作成には加わっていないが教室に通う6年生と中学1年生が担当してくれた。紙芝居を見た子どもたちからは、カラフルなイラストが見やすい、ストーリーがわかりやすいなどという感想をもらった。

## <事業に対する評価>

### (事業背景)

当会の活動する、大阪府八尾市には、他市と比べて外国人市民が多く居住しており（人口に対する外国人市民の割合が2.4%で、全国平均の1.63%よりも高い）。特にベトナム人市民は八尾市で韓国・朝鮮籍者、中国籍者について3番目に多く（八尾市の外国人市民の約13%）、当会の周辺地域には、ベトナム人市民が多く暮らしています。日本で生まれた外国にルーツを持つ子どもたちは、公教育では日本語が使用されています。八尾市では渡日してきたばかりの子ども達をその子ども達の母語で日本語指導を行う制度や、民族クラブで自分たちの持つルーツについて学ぶ機会が保障されています。しかし母語を保障する制度に関してはほとんどなされておらず、主に家庭に委ねられている状況があります。

ベトナム語教室に通う子どもたちは、日本で生まれたか、幼少の時に渡日してきたケースがほとんどです。日本語が第一言語となっている子ども達が多く、母語力は家庭環境によって様々です。例えば家庭内で日常的なベトナム語を話すことができる子どももいれば、ベトナム語を聞くことができるけれども答えることが苦手な子ども、話すことも聞くこともほとんどできない子どももいます。また年齢が進むにつれて、日本語が圧倒的優位になる社会状況の中で、ベトナム語を話す機会がないまま、母語力が失われていることも少なくありません。

このような中、当会では保護者の要望により2004年からベトナム語教室を開催してきまし

た。この教室が、ベトナム語を学ぶだけでなく、同じルーツを持つ仲間と出会える場、またこの教室をきっかけに家族とのコミュニケーションが更に強くなること、ベトナムにルーツを持つことがマイナスではなく更に自分を豊かにするというプラスの自己肯定感を育む場としての役割を果たしていると考えています。

教室が始まった当時、小学生の低学年だった子どもたちも中学生になりました。最初は文字の読み方、書き方も知らなかった子ども達が文章を読んだり書いたりできるようになりました。実年齢と同じようなベトナム語力の維持は難しいですが、このように母語力の維持・向上ができたのは1週間に1回（1回の学習時間は45分間）という限られた学習時間以外に、家庭の中で意識的にベトナム語を話そうとする家族と子どもたちの努力があったことも大きいと言えます。

しかし学んだベトナム語を使って、何かを発信すること（アウトプットする場）がまだほとんどなかった子ども達にとって、今回の紙芝居作成事業は大きな力につながりました。

### (事業効果)

紙芝居作成を行う中で、改めて子どもたち自身のルーツを振り返る行為ができました。中心になった2人は当会のベトナム語教室ができた頃から通っていましたが、これまで改めてルーツについてじっくり話したり、意見を聴いたりすることがありませんでした。しかし今回の紙芝居作成の中で、ルーツを持つことをどのように感じているか、当会のベトナム語教室をどのように捉えているか、将来はどんな仕事に就き



たいのかなど具体的なことを聴くことができました。

また子ども達自身が今まで学んできたこと（インプットしてきたこと）を、実際に紙芝居のお話を翻訳する、ベトナムの風俗を改めて調べる等複数の作業を踏まえてひとつの作品に仕上げたこと（アウトプットすること）も大きな成果です。参加者のメンバーの一人が後述しているように、「自分がこんなにきちんと翻訳できることにびっくりしました。それにこんなにできるんだと実感できたことが嬉しかったです。」と確実に自信に繋がっていることを物語っています。自分たちの力を客観的に見るができる機会を持つことができました。

更に紙芝居を制作するにあたって専門家の指導のもとで作品としての風格を持たせることができました。メンバーのほぼ全員が絵を描くことに興味を持っていましたが、公の人が見るためのイラストなどを描いた経験はほとんどありませんでした。そのような状況の中で、構図のイメージ、イラスト全体のバランスや、パステルの塗り方等アドバイスをもらいながら作業を進めたことで、イラスト技術も習得しながら、親しみやすい、みやすい作品に仕上がっています。おはなし会を開催した際にも、紙芝居を鑑賞した子ども達から、イラストが見やすい、カラフルできれいという評判を受けました。

### <今後の課題について>

紙芝居を作成するにあたり、以前教室に通っていた仲間にも呼びかけるというのを予定していました。しかし中学生になると、クラブ活動

や塾などで、ルーツに関わる活動への時間を作ることが難しくなり、今回も以前教室に通っていた子ども達にも声をかけましたが、参加にはつながりませんでした。中心になってくれた中学生2人も受験や塾、クラブ活動を抱えながら参加したという現状があります。学校の民族クラブなどの正規課程の中で、このようなアイデンティティ・テキスト作成の取組み（アイデンティティ・テキストとは、複数言語で作成され、作品そのものが、自分のアイデンティティを前向きにうつしだす鏡の役割をする）が推進されていけば、子ども達も物理的にも参加しやすくなると共に、公の場でも（当たり前）ベトナム語を学ぶ（ベトナム語ができる）ことがプラスになるという認識を深めていく機会につながり、多文化共生社会を担う人材の育成に大きく寄与できると考えています。

### <今後の活動予定、展望>

出来上がった紙芝居15部は、八尾市内の学校（保育所や小学校）、八尾市や神戸市のコミュニティ組織、関西地域の国際交流団体、大学等11箇所へ寄贈し、残りの4部は当会に保管し貸出等を行う予定です。またおはなし会も積極的に開催していきたいと考えています。また4月から始まるベトナム語教室の教材として活用するほか、当会で言っている地域日本語教室で成人のための日本語教材としての活用も考えています。

中心になった子どもたちに、インタビュー形式で感想を聞いてみました。

### このお話の感想はありますか。

題名そのまま、「ねこはねこ」ってこと。お話が少し短かったかもしれない。

このお話のポイントはねこはねこ以外の何者でもないというところですよ。

また飼い主のおじいさんがそのことに気づかなかったところもお話の面白さでもあります。

このお話の面白いところは、なんでも最初に戻るってところかな（ねこはやっぱりねこがいい）。

### 作業はどうでしたか。

初めてだったので、見ていることが多かったかな。色塗りが楽しかったです。いろいろな色が塗れて面白かった。特に壁は力作です。でも他のイラストの色塗りも全部力作です！イラストレーターの方にもやさしく指導してもらいました。上級生のお姉さん達からも知らないことをたくさん教えてもらいました。

ねこのブチをつけたり細かいところが難しかったです。壁を描くのには苦労しました。パステルも初めての作業だったので難しかったけど楽しかったです。

翻訳作業が楽しかったです。自分がこんなにきちんと翻訳できることにびっくりしました。それにこんなにできるんだと実感できたことが嬉しかったです。

色つけ作業は、クレパスがめっちゃきれいでした。色も前後のイラストと重ならないようにこだわって、子どもたちが見飽きないようなイラストや配色にすることも配慮しました。

受験勉強があったので途中で抜けたところもあるけど、こうやって完成した作品をみたら改めてすごいなと感じました。私が参加できなかったところは他のみんなが一所懸命やってくれたから、最後の一枚の仕上げはがんばりました。

イラストレーターの方には、自分が納得するようなアドバイスを毎回もらえました。

### どのイラストがお気に入りですか。

一番最後の、ねこが「ばーん」と書いてあるところ。ねこがかわいい。

飼い主のおじいさんの表情が変化していくところがおすすめです。

あと、飼い主のおじいさんとお友達が出会うシーンもムードがあっというんですよ（笑）。

タイトルのイラストが一番好きです。登場人物が全員出てくると、とにかくカラフルですから。あ、主役はネコですから、ネコを見てくださいね。

### 次はどんなことをやってみたいですか。

桃太郎とか、ネズミのチョコッキ等日本の紙芝居をベトナム語で読んでみたい。

日本の昔話をベトナム語にして私たちよりもっと小さな子どもたちに伝えたい。

また紙芝居をやってみたいです。ベトナムのお話を題材にして、特に日本のお話と似ているけど違うところがあるんだよってところを見せたい。

### ほかに何か感想はありますか。

イラストレーターの方には、丁寧に指導をしていただきました。ありがとうございます。

自分が、こんなふうに紙芝居を創る機会に恵まれるとは思わなかったの、最初はびっくりしたけど、こんなに良い作品ができたことがとてもうれしいです。

テストを挟みながら苦労して仕上げた力作です！！



## 第4回 東日本大震災子ども支援意見交換会

### －福島原発事故問題への対応と支援－

原発事故により戻る地元を失った子どもたち、家族離散のままふるさとを離れて暮らす子どもたちの数と実態は今なお正確につかめていません。就園、就学前の乳幼児についても、その実数把握はできておらず、放射線の影響を最も受けやすい乳幼児がいる家庭(あるいは母子のみ)の県外への避難、県内への移動は、相当数に上るものと予測されます。

事故当初、計画的避難区域対象人口約10000人、警戒区域人口約78000人、緊急時避難準備区域には約58,500人が暮らしていました。うち緊急時避難準備区域5市町村については、昨年9月30日に解除されましたが、戻った人はわずかです。区域内に住んでいた人も、仮設住宅などへ引越すなど、除染が進まない状況では戻れません。また、緊急事態とは言え、避難基準そのものに改善が見られない現状では、先の見通しがつかないために戻れないのです。

また、子どもたちの被曝について許容量などの考え方が変化し、子どもと保護者はますます不安にさせられています。保護者や関係者らは、汚染地帯で暮らすことを余儀なくされている約30万人の子どもたちを放射能から守るため、国・自治体・東京電力などに対して避難後の保護者の暮らしや子ども自身の暮らしなどを保障する「避難の権利」の確立を求めています。また、県下の子どもたちの生活環境を少しでも改善したいと、子どもが生活する場所の除染の徹底と正確な放射線量の数値の公表、健康調査などを求めて活動を続けています。最近では、子どもの被曝調査や食品の放射能汚染調査に市民自身が取り組む動きや、安心できる場所で思い切り遊ぶための取り組みも生まれています。

このようななかで、政府・国の支援の何が課題なのか、何が必要なのか、大地震・原発事故で被災した子どもや子育て家庭に対する支援について、市民・NGO/NPOと政府、国会議員が、現状と課題などを現地からの報告を受け、市民社会との協働を一層進めるために情報・意見交換会を行います。ぜひ、ご参集ください。

◆日時

2012年6月21日(木) 11時～13時

◆場所

衆議院第2議員会館1階 多目的会議室

\*10時30分～10時50分までに、受付においでください。入館証をお配りします。

司会進行：森田明美(東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長 東洋大学教授)

荒牧重人(東日本大震災子ども支援ネットワーク運営委員 山梨学院大学教授)

<報告>

1 原発事故から子どもたちを守る市民社会の取り組み

- ・吉野裕之(子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク世話人)
- ・会田典子(しんぐるまざーずふぉーむ福島)
- ・大城 聡(福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク事務局長)

2 原発事故に対する子ども支援について自治体の取り組みの現状と課題  
基礎自治体(予定)

3 原発事故に対する子ども支援について政府の取り組みの現状と課題  
厚生労働省、文部科学省、復興庁(予定)

4 原発事故子ども支援への国会議員からの発言

<討議>

<主催> 東日本大震災子ども支援ネットワーク



事務局：東洋大学白山校舎2号館608号 森田明美研究室

TEL・FAX 03-3945-7481

E-mail：info@shinsai-kodomoshien.net


**■ 2012/4/2 【朝日新聞】**
**演じ守る、子どもの人権  
広島で高校生・弁護士が劇を披露**

非行少年らの人権保護にかかわる制度や施設の充実をめざし、高校生と弁護士が29日、広島県広島市内でオリジナルの劇を披露する。脚本を手がけた那須寛弁護士は「困難を抱えた子どもに大人や社会が寄り添える世の中になってほしい」と話す。演じるのは、広島市立舟入高、沼田高の両演劇部員と広島弁護士会の弁護士ら計約20人。劇を通じ、少年事件の審判の弁護人にあたる「付添人」の制度の充実と、居場所のない少年らが自立するまで支援する生活施設（自立援助ホーム）の必要性を伝えるのが狙いだ。劇は約1時間半。両親の離婚後、父親に虐待されて家を飛び出し、自立援助ホームで生活する19歳の姉と、母親と暮らしつつも傷害事件で逮捕される、16歳で高校生の弟が主人公。姉は仕事を見つけ、悩みながらも自立を目指して懸命に生きる。弟は審判にかけられるが、付添人が弟の言い分を分かりやすく裁判所に伝え、姉や母親との関係修復を促すなど生活環境の調整にも奔走する。姉弟の姿を通し、制度とホームの仕組みや現状を描くストーリーだ。県によると、NPOが運営する自立援助ホームは県内で2カ所。児童養護施設もあるが、保護者のもとで暮らせない子を保護するのが狙い。那須弁護士は「児童養護施設では、少年院を出た子や、年齢制限にかかる子らは入れないケースもあり、行き場のない子どもは少なくない。ホームの増設が必要」と訴える。県内の弁護士や社会福祉士など有志がNPO法人を立ち上げ、新たなホームの設立を準備中だ。また、少年審判での付添人について、那須弁護士は「付添人が選ばれるのは重大事件が主で、全体の半分以下。子どもの人権を守るため、全ての事件に付添人を付けるよう制度を改善すべきだ」と話す。

**■ 2012/4/5 【朝日新聞】**
**「駅ナカ保育園」首都圏に続々  
沿線住民呼び込み狙う**

首都圏で保育園の経営に乗り出す鉄道会社が相次いでいる。子育て世代は、鉄道会社にとって日々の通勤に利用してくれる「お得意様」。駅前や駅ナカという好立地を生かし、4月には南関東の1都3県で10カ所が新たにオープン。現在は10社で96カ所に上る。「子育てしやすい街」として沿線のイメージを向上させる狙いもある。昨年秋に改修された京王線の東府中駅（東京都府中市）。改札口から徒歩30秒の駅舎内に2日、都の認証保育所「京王キッズプラッツ」が開園した。京王電鉄が保育園事業に乗り出したのは2008年。現在はグループ会社が沿線6カ所で運営する。飲食店や本屋などのテナントに比べると、施設の賃借料収入は半分ほど。社内には「テナント料収入が見込める店舗を誘致すべきだ」との声も強かった。だが、首都圏の鉄道利用者は減少傾向。京王電鉄でも08年度をピークに減少に転じた。15年には沿線人口の3割が60歳を超えという試算もある。将来の人口減で、乗客はさらに減るとみられている。同社事業推進部の島田忠・子育てサポートチーム課長は「通勤で毎日鉄道を使う世代への支援を手厚くすることが長期的な収入源の確保になる。そのための子育て支援だ」と言う。首都圏の鉄道ではJR東日本が96年、国分寺駅（東京都国分寺市）前の自社ビルに初めて保育園を開設。この3年は、09年に4カ所、10年に9カ所、11年に11カ所を開設。今年4月にも埼玉、千葉、神奈川の3県で4カ所で開業し、現在は49カ所に上る。00年には、保育園運営についての規制が緩和されたこともあり、首都圏の私鉄9社が相次いで参入。今年4月には東武鉄道、東京メトロ、西武鉄道、京成電鉄も相次いで開業させた。駅内や駅前では、敷地の面積が限られ、子どもたちを遊

ばせる園庭が十分に確保できないなどの難点もある。それでも都内で保育園に入れない待機児童は約7900人。通勤時に立ち寄りやすい鉄道各社の保育園の人気は高い。

#### ■ 2012/4/9 【朝日新聞】

### 中学公民教科書、異例の民間寄付で配布 沖縄・竹富町

沖縄県の八重山地区で中学の公民教科書の採択が一本化できなかった問題で、始業式のあった9日、竹富町では石垣市や与那国町とは別の公民教科書が配られた。全国で初めて国が無償給付せず、民間の寄付で買う教科書が生徒に手渡された。八重山地区は昨年8月、採択地区協議会が「新しい歴史教科書をつくる会」系の育鵬社版の採択を答申。石垣市と与那国町は答申にならなかったが、協議会の手続きを疑問視した竹富町は東京書籍版を採択した。文部科学省は竹富町の採択を有効としたが、無償給付は認めなかった。このため、町の有志らが全国からの寄付で町内7校分の23冊（約1万6千円）を買うことになり、学校側に贈った。

#### ■ 2012/4/17 【朝日新聞】

### 2年ぶり全国学力調査スタート 小中学校の81%参加

小学6年生と中学3年生を対象にした全国学力調査が17日、始まった。昨年は東日本大震災の影響で中止されたため、2年ぶり5回目。前回（2010年）に引き続き全小中学校の3割を抽出して実施し、「理科離れ」対策として、従来の国語と算数・数学に理科が加わった。抽出から外れた学校も、希望すれば問題冊子の提供を受けて採点・集計を自ら行う「自主参加」ができる。文部科学省によると、参加率は全小中学校の81.2%にのぼった。前回は73.5%だった。分析結果の公表は8月の予定。文科省は、理科は3年に1回程度行うとしている。また、「数年に1度はきめ細かい調査が必要」として、来年度は07～09年度と同じ全員参加方式で実施する。

#### ■ 2012/4/17 【朝日新聞】

### ツイッターで子の安否確認 官民で災害時のシステム作り

ツイッターを使って災害時に保育園や小中学校が子どもの安否情報を発信し、登録した親などが確認できるシステムを官民が協力して作るようになった。古川元久国家戦略相と米ツイッターのディック・コストロ最高経営責任者（CEO）が16日、システムの早期立ち上げに合意した。政府は、ネットを活用した災害情報のシステムを強化しようと協議会を立ち上げて検討している。学校の安否確認システムもその一つ。東日本大震災の直後は、携帯電話よりツイッターがつながりやすかったことから、政府が全国の保育園や小中学校に呼びかけ、ツイッターによる安否確認体制を整えることにした。コストロCEOは、震災の情報がツイッター経由で世界に共有されたと指摘。「日本政府が取り組む情報発信の強化で連携し、日本の教訓を世界に広げるうえで協力したい」と話した。

#### ■ 2012/4/20 【朝日新聞】

### 「百ます」陰山英男氏、 大阪府教委委員長に就任

大阪府教育委員会は20日、先月辞任した生野照子前委員長の後任に、立命館小副校長の陰山英男委員（54）を選出した。任期は、委員としての任期が切れる9月末の約5カ月間となる。陰山氏は2008年10月に橋下徹前知事に任命されて委員に就任し、現在1期目。兵庫や広島両県の公立小で教諭や校長を務めた経験があり、「百ます計算」や漢字ドリルといった反復学習を重視した指導法で知られる。陰山氏は当初、大阪維新の会が昨秋に議会提出した教育基本条例案を巡って、「（このまま通れば現場は）むちゃくちゃになる」「これで学力が上がりますか、先生のやる気が上がりますか」と訴え、橋下前知事らと対立。しかし、先月可決された条例は「住民の意向を反映する内容が変わっており、（当初案とは）原理原則が全く異質になった」と評価していた。

■ 2012/5/1 【読売新聞】

**親も教育…虐待・モンスター防止へ  
維新が条例案**

大阪維新の会（代表・橋下徹大阪市長）大阪府議会は1日、保護者に家庭教育の学習機会を提供する「家庭教育支援条例案」を、15日開会の5月定例議会で議員提案する方針を固めた児童虐待や、無理難題を強いる「モンスターペアレント」の出現を防ぐ狙いで、成立すれば全国でも異例の条例となる。市議会で審議中の教育基本2条例案に盛り込まれた保護者向け家庭教育支援を具体化する内容。「親になる心の準備のないまま子どもに接し、途方に暮れる父母が増えている」とし、具体的には市内の全保育園・幼稚園に保護者を対象とした一日保育士・幼稚園教諭体験の機会を設けるよう義務化。結婚や子育ての意義を記した家庭用道徳副読本を高校生以下の子どもがいる全世帯に配布するほか、市長直轄の推進本部を設置し、「家庭教育推進計画」を策定することも盛り込んだ。

■ 2012/5/1 【読売新聞】

**児童を守れ！  
住宅街・区域全体で速度規制…警視庁**

全国各地で児童らが巻き込まれる交通事故が相次ぐ中、警視庁は今年度から、東京都内の住宅街37か所で、区域全体の最高速度を30キロに規制する方針を固めた。すでに対象区域の選定を始めており、2017年3月までに都内の2百数十の住宅街で規制を行う予定という。都内では、住宅街の生活道路が、渋滞の抜け道となっているケースも多い。従来は、原則として道路ごとに最高速度を指定するなどしていたが、今後は、区域全体を30キロ制限とし、住宅街の入り口に速度標識を設置する。都内の住宅街では、これまでも、道路に凹凸を設置するなど、車の速度を落とすための対策が講じられていたが、同庁は、各地の通学路などで児童が巻き込まれる事故が相次いでいることを受け、区域全体で速度を規制する必要があると判断した。

■ 2012/5/4 【朝日新聞】

**子ども31年連続減、1665万人  
福島は1万3千人減計**

5日はこどもの日。総務省は4日、15歳未満の子どもの数（4月1日時点、1万人未満は四捨五入）を発表した。前年より12万人少ない1665万人で31年連続の減少。総人口（1億2765万人）に占める割合も13.0%で、38年連続で低下した。いずれも比較できる統計がある1950年以降で過去最低で、総人口に占める子どもの割合は世界各国でも最低水準という。総務省によると、男子は852万人、女子は812万人。年齢別では12～14歳357万人▽9～11歳347万人▽6～8歳325万人▽3～5歳321万人▽0～2歳316万人一だった。都道府県別（昨年10月1日時点、総数1670万5千人）で子どもの割合が最も高いのは、沖縄の17.7%（24万7千人）。東京は前年より5千人増えて149万1千人だったが、割合は秋田（12万1千人）と並んで最も低い11.3%。原発事故で多くの人が県外で避難生活を送る福島の子どもの割合は13.2%（26万3千人）だったが、減り幅は各地の1千～9千人より多い1万3千人となった。

■ 2012/5/8 【読売新聞】

**維新条例案を白紙撤回…  
「愛情不足が誘発」を謝罪**

大阪維新の会（代表・橋下徹大阪市長）大阪府議会が市議会に提案予定だった「家庭教育支援条例案」に、子どもの発達障害の原因を親の愛情不足とする記述があり、保護者でつくる13団体が7日、「偏見を助長する」と、同市議団に提案見送りを要請した。市議団は同日、条例案の白紙撤回を決めた。同条例案は児童虐待が後を絶たない中で、家庭教育支援や親に保護者としての自覚を促すことなどが目的で、市議団が1日、記者団に公表。その中で児童虐待を発達障害と関連づけて、「愛情不足が症状を誘発する大きな要因」と指摘し、「わが国の伝統的子育てで予防・防止できる」と記述していた。これに対し、「大阪自閉症協会」（大阪市）などが問題視。この日、同市議団など5会派に条例案の提案見送りと、

専門家を交えた勉強会開催を求める要望書を提出した。市議団の美延映夫幹事長は「手違いがあった」と団体側に謝罪し、条例案撤回を約束。橋下市長も同日、記者団に「発達障害を抱える子を持つ母が愛情欠如（している）というのは違う」と述べた。発達障害に詳しい山崎晃資・臨床児童精神医学研究所所長は「医学的に発達障害は中枢神経系の機能障害とされている。愛情不足とは関係がなく、条例が成立すれば親がいわれのない差別を受ける」と話している。

#### ■ 2012/5/8 【読売新聞】

### 就活失敗し自殺する若者急増… 4年で2.5倍に

就職活動の失敗を苦に自殺する10～20歳の若者が、急増している。2007年から自殺原因を分析する警察庁によると、昨年は大学生など150人が就活の悩みで自殺しており、07年の2.5倍に増えた。警察庁は、06年の自殺対策基本法施行を受け、翌07年から自殺者の原因を遺書や生前のメモなどから詳しく分析。10～20歳代の自殺者で就活が原因と見なされたケースは、07年は60人だったが、08年には91人に急増。毎年、男性が8～9割を占め、昨年は、特に学生が52人と07年の3.2倍に増えた。背景には雇用情勢の悪化がある。厚生労働省によると、大学生の就職率は08年4月には96.9%。同9月のリーマンショックを経て、翌09年4月には95.7%へ低下。東日本大震災の影響を受けた昨年4月、過去最低の91.0%へ落ち込んだ。

#### ■ 2012/5/10 【朝日新聞】

### 赤ちゃんポスト、 養子縁組の希望者を登録へ

熊本の病院親が育てられない子を匿名で預かる赤ちゃんポスト「こうのとりのゆりかご」を設置している熊本市の慈恵病院は8日、預けられた子どもとの特別養子縁組を希望する人が増えていることなどをうけ、希望者を登録する法人を作る方針を明らかにした。赤ちゃんポストの設置から10日で5年となるのを前に開いた記者会見で、蓮田大二理事長らが述べた。いずれは全国的なネットワークを作り

たいという。慈恵病院では、預けられた子どもと特別養子縁組して育てることを訴えてきた。昨年度は800件以上の特別養子縁組の希望が病院に寄せられたため、法人化して希望者を一元的に登録し、全国へネットワーク化することで充実した支援を目指すという。また、昨年度は妊娠や出産、子育てに悩む母親らからの相談が全国から計690件あった。病院は、虐待防止に取り組む名古屋市のNPO法人「CAPNA」と協力態勢をつくり、愛知県内の相談者については、このNPOが窓口になることも決まった。田尻由貴子看護部長は「顔を合わせた相談が大切。全国の団体にも協力を呼びかけていく」と話した。



## 活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。



●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.133／2012年5月号

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2012年5月30日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F  
TEL・FAX 03(3265)2197  
e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp  
URL:<http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）  
年会費＝個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円